

第百十八回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 七 号

平成二年五月二十九日(火曜日)
午前十時十分開議

出席委員

委員長 岸田 文武君
理事 植竹 繁雄君 理事 齊藤斗志二君
理事 杉浦 正健君 理事 鈴木 宗男君
理事 志賀 一夫君 理事 田口 健二君
理事 竹内 勝彦君
今津 寛君
衛藤 晟一君
武村 正義君
細田 博之君
光武 顯君
池田 元久君
上原 康助君
細川 律夫君
山元 勉君
山口那津男君
中野 寛成君

出席國務大臣

國務大臣 石川 要三君
(防衛庁長官)

出席府政委員

防衛庁参事官 内田 勝久君
防衛庁参事官 玉木 武君
防衛庁参事官 村田 直昭君
防衛庁参事官 鈴木 輝雄君
防衛庁長官官房 児玉 良雄君
防衛庁防衛局長 日吉 章君
防衛庁教育訓練局長 米山 市郎君
防衛庁人事局長 島山 蕃君
防衛庁経理局長 藤井 一夫君
防衛庁装備局長 植松 敏君
防衛施設庁長官 松本 宗和君

委員外の出席者

防衛施設庁総務部長 吉住 慎吾君
防衛施設庁施設部長 大原 重信君
防衛施設庁建設部長 黒目 元雄君
防衛施設庁労務部長 竹下 昭君
外務大臣官房審議官 川島 裕君
外務大臣官房審議官 時野谷 敦君
外務大臣官房外務参事官 畠中 篤君
外務省アジア局地域政策課長 渋谷 実君
外務省北米局安全保障課長 重家 俊範君
外務省欧亜局西欧第一課長 桂 誠君
外務省経済局国際経済第一課長 杉本 信行君
外務省主計局共済課長 乾 文男君
大蔵省理財局特別財産室長 川端 正次君
厚生省年金局長 阿部 正俊君
内閣委員会調査室長 林 昌茂君

委員の異動

五月二十五日

辞任

三浦 久君

補欠選任

東中 光雄君

同日

辞任

補欠選任

東中 光雄君

同月二十九日

辞任

奥野 誠亮君

補欠選任

武村 正義君

池田 元久君

石井 智君

和田 一仁君

柳田 稔君

同日

辞任

武村 正義君

補欠選任

奥野 誠亮君

石井 智君

池田 元久君

柳田 稔君

中野 寛成君

同日

辞任

中野 寛成君

補欠選任

和田 一仁君

五月二十九日

旧軍人恩給の改定に関する請願(増子輝彦君紹介(第一三八一号))

同(渡辺省一君紹介(第一三八二号))

同(細田博之君紹介(第一三八五号))

同(山崎拓君紹介(第一三八七号))

同(山本有二君紹介(第一三八七号))

同(今井勇君紹介(第一四二四号))

同(森喜朗君紹介(第一四二五号))

同(田名部匡省君紹介(第一四七七号))

同(谷垣禎一君紹介(第一四七八号))

同(野田毅君紹介(第一四七九号))

同(三原朝彦君紹介(第一四八〇号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

閣提出第一九号

○岸田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細川律夫君。

○細川委員 私は、防衛庁の本庁が今の赤坂檜町から市ヶ谷に移転する件について伺いをいたしたいと存じます。

防衛本庁が市ヶ谷に移転をする計画によりまして、自衛隊の再配置をするという計画があるようでございますけれども、埼玉の朝霞地区への移転計画は、配置計画はどのようになっておるのか、お伺いしたいと思います。

○村田政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の防衛庁本庁舎等の移転計画でございますが、防衛庁本庁舎等いわゆる防衛中核の所在する檜町地区周辺の商業地化が進んでいるというところから、国土の有効利用を図るということで中核を檜町地区から市ヶ谷地区に移転して、これに伴い首都及びその近郊の防衛施設の再配置を図るものでございます。御指摘のとおりでございますが、それに伴いまして、朝霞地区には現在所在する部隊、第一施設団、第三普通科連隊、輸送学校等がございますが、これに加えて東部方面音楽隊、一〇三高射直接支援隊、ホークの整備部隊でございますが、これらの部隊が移転していく計画になっております。人員的には現在三千百名ほどでございますが、再配置後は約三千九百名ほどになる予定でございます。

○細川委員 朝霞地区への再配置の概要について

は今お聞きいたしましたけれども、東部方面総監部などが朝霞地区に移転することによって、朝霞地区のこれまでの朝霞駐屯地の中にそれらがござる計画なのか、それともこれまでの駐屯地以外の場所を使用するという計画なのか、お答え願いたいと思います。

○村田政府委員 今回の移転計画によりまして、先ほど申し上げましたように東部方面総監部等の司令部あるいは部隊が朝霞に移りますので、その結果朝霞の現在の駐屯地においては手狭になることもございまして、現在、朝霞駐屯地と同訓練場との間に五十四年留保地として指定されて以来留保地がござりますが、その一部について防衛庁で使用したいということで今お願いをしているところでございます。

○細川委員 駐屯地に隣接する留保地を使用した、その使用目的といいますが、あるいはどういうことに使うのか、あるいはまたその面積などについてお答え願います。

○村田政府委員 使用の必要性について若干敷衍して申し上げますと、防衛庁としましては、朝霞地区にある国有留保地のうち訓練場に挟まれた留保地の所管がえを希望しているわけでございす。その理由は、留保地が朝霞駐屯地と訓練場の間に挟まれているということから訓練等の面で不便であり、留保地が駐屯地及び訓練場と一体として使用できれば一層有効利用が図られるということと、それから、大規模災害等のときにおいては増援部隊も集結してくるか、あるいは救済活動の支援等の機能を果たすためには現在の敷地では十分でないこと、さらに、今申し上げましたように、今回の移転計画により、朝霞地区には現在所在している部隊等に加え新たに市ヶ谷地区等から東部方面総監部等の部隊が再配置されることになり、このための所要の地積を必要とすること等によるものでございす。

なお、面積でございすけれども、現在約二十一ヘクタールほどであると承知しております。そのうち埼玉県において防災センターとして二ヘクタールを使用するということを私も承知しておりますが、残りの部分について私どもの方で使用するにいたしたいということでも今お願いしているところでございす。

○細川委員 そうしますと、今度防衛庁の本庁が市ヶ谷に移転をするということで自衛隊のいろいろな再配置が行われるわけですが、その結果、新たにこれまで自衛隊が使っていた場所を拡張するというのはこの朝霞以外にあるのでしょうか。

○村田政府委員 お答えいたします。計画上の再配置後でございすけれども、新たに現在の自衛隊が使用している駐屯地以外に取得する用地としましては、朝霞のその留保地の部分でございす。他はすべて現在の自衛隊の駐屯地から駐屯地へと移るということでございす。

なおちなみに、移るだけじゃなくてあく部分がございす。赤坂増町の駐屯地であるとか芝浦の地区の駐屯地であるとか、そういう部分については逆にあいてくるということでもございす。

○細川委員 朝霞の留保地を使用したいというその計画に基づいてこれまでスケジュールを立てているらやってくると思っておりますけれども、その進行あるいは進捗状況についてお答えください。

○村田政府委員 今先生のお尋ねのうちで留保地の使用についていろいろしてきたのじゃないかという御質問かと思いますが、その部分については、地元調整の問題あるいは他の機関との調整というところで理解いたしまして御回答いたします。まず移転計画に關係する地方公共団体としては、一都二県十一市町区にこの計画はまたがっております。各地方公共団体に對しましては、昭和六十二年八月以降、随時、計画の趣旨でありますとか概要等について説明を行い、理解と協力を求めてきております。

朝霞地区につきましても、御指摘の留保地、キャンプ朝霞返還国有地の南地区になるわけでございすけれども、取り扱いを含め、同地区に係る

移転計画の趣旨、概要等を地元の埼玉県、朝霞、新座、和光各市等に対して御説明を行ってございす。また、去る五月二十五日、金曜日でございすが、キャンプ朝霞跡地整備促進協議会長、これは埼玉県知事さんが会長をされておりますが、これは埼玉県知事さんが会長をされておりますが、このから防衛庁、東京防衛施設局長に對して、留保地の利用を含め同地区に係る移転計画について基本的な受け入れの旨の御回答をいただいているところでございす。

○細川委員 そうしますと、二十一ヘクタールあるという留保地につきましては、先ほど話が出ておりました二ヘクタールについては県の方の防災基地が設置される、その残余の部分については防衛庁の方で使用するということについて、地元の方の一定の了解を得た、こういうことですか。

○村田政府委員 お答えいたします。二十五日にいただきました回答文書でございすけれども、先ほど申しましたように、キャンプ朝霞跡地整備促進協議会長から防衛庁に對して、留保地の利用を含め同地区に係る移転計画について基本的な受け入れの旨の回答でございす。

ただ、その際に、あわせて要望がなされておりました。移転作業等に当たっては住民感情などへの配慮をしていただきたい、あるいは周辺環境整備に係る助成措置等について協力願いたい、それからあそこには埼玉県としては防災センターをつくるわけですが、大災害時における住民の避難場所等としての自衛隊施設の使用を望まれる、あるいは基地周辺道路における交通安全対策に配慮されたい、グラウンド等体育施設の隊務に支障のない範囲での地元利用を望まれるというようなことに對しての御要望をいただいておりますが、もちろん私もこれらについては御要望にも十分配慮してまいりたいと考えております。

○細川委員 その朝霞の留保地を使用することについての今後のスケジュールといいますが、それはどういうふうになるのでしょうか。

○村田政府委員 本件につきましては、当然のことながら地元の同意を前提とした上で国有財産地

方審議会にお諮りをするということになるかと思ひますが、これについても今後関係各機関と十分打ち合わせをしながら日程等についても詰めてまいりたいと今考えておるところでございす。

○細川委員 国有財産地方審議会の方にこれをおかけしていく、関係機関とも相談しながらというふうには言われましたけれども、今までの防衛庁の方から出されました留保地の移転計画についてのスケジュールでは、既に昨年度、平成元年度のうちに国有財産地方審議会、これは関東になるかと思ひますが、関東審議会の方に出すというスケジュールではなかったのですか。

○村田政府委員 私どもの計画としましては本年初頭というふうな考えておりました、昨年度というのは、度々いいますことしの三月までということになりますので、本年の初頭にはということでも考えておりましたが、その点では若干のおくれがあります。

○細川委員 はっきり申し上げますけれども、昨年の十月という予定であったのではないですか。

○村田政府委員 地元説明の際にはそのように御説明したと今承知しております。

○細川委員 大変重要なことですからしつこく聞きますけれども、どうしてそれがおくれたのでしょうか。

○村田政府委員 この計画を進めていくためには地元の理解、協力ということがその前提として必要でございす。特にこの所管がえと土地の移しかえというふうなことに對しては地元の同意を得るということがございまして、地元調整を長期間にわたって行ってきたということでもございす。地元の同意なくして進行するということわけにはいかない、こういうことでございす。

○細川委員 先ほどの御答弁では、五月の二十五日に地元の方の基本的な受け入れの報告があったということですが、それと、そうしますと地方審議会にかけるのはいつになりますか。

○村田政府委員 先ほど申し上げましたように、現在関係機関と調整中ということで、その日程は

はつきりしておりませんが、先生今御指摘のように、若干スケジュール的にはおくれておりますので、できるだけ早い機会にということでも私は今お願いしているところでございます。

○細川委員 今、関係機関と相談というふうに申されましたけれども、どこで相談をするというところですか。

○村田政府委員 お答えいたします。

これは、関係機関と申しますと、現実には地方審議会を担っておりまして、これは関東財務局になるろうかと思っておりますので、関東財務局が中心になるわけでございますけれども、そのほか上部機関を含めまして連絡調整をとっておるという状況でございます。

○細川委員 防衛庁の方では、そもそもこの朝霞の留保地というものを自衛隊が使える、使用できるというふうにお考えなんですか。

○村田政府委員 私どもが考えておりますのは使用できるかどうかということではなくて、使用したいということと関係の向きに希望を述べておるわけでございます。

○細川委員 防衛庁の方では、防衛本庁を檜町から市ヶ谷に移転するというところで、それに伴って陸上自衛隊の東部方面総監部などが朝霞の方に移転をする、それに伴ってまた留保地も使いたい、こういうことでもう既に計画は立てられたわけですね。計画を立てるときにこの留保地が使えるかどうかということについて大蔵省と相談をするということとはしなかったのでしょうか。

○村田政府委員 本計画は六十三年度からスタートしているわけでございますけれども、当然のことながら、この計画をつくる段階で、防衛庁として決めるその段階では財政当局に要求をしておるわけでございますし、その査定をいただいているわけで、当然関係省庁とは調整をした上で進めておるわけでございます。

○細川委員 大変細かくなつて恐縮なんですけれども、重要なことですからお聞きをいたします。防衛本庁を移転をするというこの計画で財政

当局とも相談をした、この計画の発表を昭和六十二年八月二十八日にしたのではないかと思いますけれども、当然その前からこれについていろいろと大蔵省の方と相談をしていた、こういうことですね。

○村田政府委員 私の記憶では、先生御指摘のように、たしか六十二年の八月だったと思います。六十三年度の概算要求をするという時点で防衛庁として決定をしたということでございます。

そういう計画をつくるということについて、何事もそうでございますが、事前にいろいろと調整することは当然あり得るわけでございますけれども、それはそういう段階の調整でございます。最終的にはその年の十二月ですか、ちょっと日にちは正確ではございませんが、予算を査定されるという状況のもとに調整が終わった、こういうことと考へていただきたいと思います。

○細川委員 その相談をしたときに、この留保地については国有財産で特に問題があるんだというようなことは大蔵省から指摘はありませんでしたか。

○村田政府委員 そのところで細かくどういふことがあったかということとは私つまびらかではございませんので、御答弁はちょっと差し控えさせていただきます。

○細川委員 それでは端的にお聞きしますけれども、この朝霞の留保地については、国有財産でありますから、これについてどのように使用するのにかというところについて昭和六十二年六月十二日に国有財産中央審議会の方から答申が出ているというところについて、当時知っておりましたか。

○村田政府委員 承知しております。

○細川委員 それでは、観点を交えて大蔵省の方にお聞きをしたいと思います。一般的なおことをお聞きしますけれども、大蔵大臣の方から国有財産についてどのような使用をしたらいのかというようなことについて国有財産中央審議会に諮問をした場合に、その答申が出た場合、それをどの程度尊重されるのか、あるいは

どのように縛られるのか。その答申に対してどのように考へているのかお聞かせください。

○川端説明員 国有財産審議会には中央審議会と地方の審議会と二とおりございますけれども、いずれの答申につきましても、私ども十分その答申の中身を尊重して処理をしております。

○細川委員 そうしますと、昭和六十二年六月十二日、国有財産中央審議会の方から大蔵大臣官庁喜一あてに答申書が出ております。この留保地をどういふふうに使おうかというところについて、この答申について大蔵省は知っておりますね。

○川端説明員 御指摘の答申は、六十二年六月十二日に出された返還財産の留保地についての答申のことであるかと思いますが、内容は十分承知しております。

○細川委員 それではどういふ答申になっておるのか、まずこの答申の基本的な考え方をここで言うってください。

○川端説明員 米軍から返還されました主要な大口返還財産の留保地につきましては、「予測できない将来の公用・公共用の需要に備えるため、当分の間用途の決定が留保されている」わけでありまして、引き続き予測できない将来の公用・公共用の用途に充てるため、できる限り留保することとされております。一方、留保地の利用要望がある場合には、これを個別に検討いたしまして、「必要性及び緊急性があると認められるものについては、留保地を利用することもやむを得ない」というふうな答申でございます。

○細川委員 今お答えになられたように、この留保地については基本的にはこれを今後も留保する、使わせないというのが原則でございます。そして、例外的に留保地を使用してもいい場合もある、こういうことを答申の中で述べております。そして、その例外的に認めていいのは、必要性和緊急性がある場合にこれを認めていい、こういうことですね。この原則、例外からいいますと、本件の朝霞の留保地についてこれを使用

することがこの答申からいって可能かどうか、端的に結論だけ言ってください。

○川端説明員 キャンプ朝霞跡地内の留保地の一部につきましては、防衛庁から自衛隊体育学校などの移転用地として要望が出されております。これにつきましては、先ほど来御指摘の中央審議会答申の趣旨に従いまして、現在慎重に検討を行っているところであります。

その場合、今回の防衛本庁庁舎などの移転計画は、いわゆる防衛中核を檜町地区から市ヶ谷地区に移転させるなど、防衛施設の再配置の一環であると同時に、朝霞地区への移転は多極分散型国土形成促進法の規定に基づく国の行政機関などの移転の一環という性格を有しているものであるということ、それからまた、朝霞地区の留保地を利用することにより、朝霞地区の防衛施設の大規模災害時などにおける後方支援基地としての機能の向上を図れること、あるいは同時に、たゞいま果から要望が出されております防災施設の機能の向上が期待されること、こういったことを念頭に置きながら検討を行っているところでございます。

いずれにいたしまして、国有財産地方審議会に諮った上で結論を得てまいりたいと考えております。

○細川委員 先ほどあなたは国有財産地方審議会の方にかけて、それで結論を得たい、こういうことを言いましたけれども、審議会にかけるときに、大蔵省としてこういう留保地についてはこの答申からいって使えるかどうかということを検討しないといかぬでしょうか。

○川端説明員 お答えいたします。

私どもとしては国有財産地方審議会に答申の上結論を得ていきたい、こんなふうに考えているわけでありまして、

○細川委員 そのように言われるのですら、この場で大蔵省の考え方について少し強くお聞きしたいと思つております。

先ほどこの中央審議会の方の答申の中で、留保地は例外的に必要かつ緊急性がある場合に使用

させてもいい、こういう答申の内容になっておりますけれども、今回の防衛庁の本庁の移転に伴う再配置計画に基づいて自衛隊が留保地を使用するという点について、どういった必要と緊急性があるか、特に緊急性についてはっきり言ってくさい。

○川端説明員 キャンプ朝霞の留保地の自衛隊利用は防衛庁の防衛施設の再配置の一環であります。また、朝霞地区への移転は多極分散型国土形成促進法の規定に基づく国の行政機関等の移転の一環、こういう性格を有しているわけでございします。この点を考慮に入れながら答申の趣旨を踏まえていただきたいと思います。

○細川委員 あなた、今検討中というふうに言われましたけれども、もうこの計画が出てから大分たっているわけでしょう。六十三年度の予算からついているわけですよ、いろいろな調査とか。何でそんなに検討しているのですか。いまだに検討中なんですか。この問題はそれほど問題があるのですか。

○川端説明員 この留保地の処理につきましては、国有財産地方審議会の答申を得た上で結論を得る、こういうことになっております。それは国有財産中央審でそういうふうになっているわけでごさいます。そういうことで私もはたたいま検討中であるというふうに申し上げているわけでありします。

○細川委員 あなたとここで議論してもしょうがないと思いますが、先ほども私の方から自衛隊が朝霞の留保地を使用することについてどのような緊急性があるのかというのを尋ねていただければ、あなたは答えられない。したがって、私の方からもう一回質問をいたしますけれども、この国有財産中央審議会の答申については、どういった場合に必要性がある、どういった場合に緊急性があるという点についてもしっかりと答申をしているのじゃないですか。

○川端説明員 答申におきましては「留保地の利用を認める場合」ということで、当初の処理計画

の答申後一定の期間が経過していること、それから利用計画の内容あるいは当初の処理計画の進捗割合といったことなど、そういう事実を検討する、こういうふうになされております。

○細川委員 あなた、そういうふうにごまかしてはいけませんよ、ごまかしては。ちゃんと読んでくださいよ、はっきりと。この答申の2に「留保地の利用を認める場合の基準」というのがあって、(1)は「期間の経過」、(2)は「利用計画の必要性及び緊急性」、こういうふうになされているので、それで①、ここに「利用計画について、次のように必要性及び緊急性が認められること」と書かれていますね。この後にアとイが書かれてありますけれども、あなた、ここでそれを読んでください。

○川端説明員 アは「当該計画を認めなければ、広域的な都市計画事業その他の事業の実施又は国家的需要への対応に支障を来す場合」、イは「周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して設置する施設であって、他の地域に比べ著しく立遅れているなど早急に施設を設置する必要がある場合」。

以上でございます。

○細川委員 今あなた、アとイを読みました。そのアというのはここに言う「必要性」を書いているわけですよ。イの方は「緊急性」を書いているわけですよ。特に、この緊急性のイの方、ここに書いてあることは、あなたがさっき読まれたように、「周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して設置する施設であって、他の地域に比べ著しく立遅れているなど早急に施設を設置する必要がある場合」、こういう場合でなければ使用させてはいけません、こういうことじゃないですか、答申の内容は。

○川端説明員 御指摘のイは「周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して設置する施設」について述べているものであります。緊急性だけを述べているものではないと考えております。

アの方に「当該計画を認めなければ、広域的な

都市計画事業その他の事業の実施又は国家的需要への対応に支障を来す場合」というのが書かれております。

○細川委員 もっと素直に読まなくてはいいかぬと思ひますよ、こういう答申ですから。何ですか、そういう読み方は。素直に読むと、これはアとイが書かれていて、アの方は必要性、イの方は緊急性のことについて書いてあるのですよ。まさにこのイの緊急性なんかは「他の地域に比べ著しく立遅れているなど早急に施設を設置する必要がある場合」、こういう書き方じゃないですか、あなた。

○川端説明員 イには確かに「早急に施設を設置する必要がある場合」という文言はございします。が、前段の方に「周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して設置する施設」ということで施設の必要性についても述べているというふうに理解しております。

○細川委員 それでは百歩譲って「周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して」というふうに書かれていると言いましたけれども、では「周辺住民の行政に対する需要の変化」、どういった変化があるのですか。

○川端説明員 ここに書いておりますイは「周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して設置する施設」ということでございまして、今回の国の施設というふうなものではアの方で読むことになるだろうと考えております。

○細川委員 あなたは何を答えているの。大変失礼な答え方じゃないですか、そういう答え方は。もっと素直に読んでくださいよ、素直に。いやしくも中央審議会の答申なんです。大蔵省はそういう読み方をするわけですか、この答申に対して。もっと素直に答申を読まなければだめですよ。

この二番というのは大変重要で、「利用計画の必要性及び緊急性」、わざわざ留保地の使用について絞りをかけているわけなんです、この例外の場合に。それについてもまた、特にアとイということで絞りをかけているのがこのアとイ

の内容なんです。そこで、必要性と緊急性ということと内容として審議会の方は要求をしているわけなんです。これは素直に読まなければいいかぬと思ひますよ。素直に読んでいただくと、必要性、緊急性がない場合には当然この留保地は使用してはならないということになりますから、私は今度のこの自衛隊の使用については必要性、緊急性はない、このように考えます。この計画自体大変おかしいし、これは審議会に行つたってこんなものは当然審議会の方で使用を認めるような答申は出ないと思ひますよ。

そのほかにも、この留保地の使用については注意をしなければいけないという「留意事項」というのも出ていますけれども、一番最初に出てくるのはどういったのが出ていますか。

○川端説明員 2の(5)といたしまして「留意事項」が並べられておりますが、その第一番目は「利用計画が、公有地又は民有地の利用により実現することができないかを検討しなればいかにぬ、こ

こまでも書いてあるわけなんです。安易に、今までの駐屯地と演習場の間にこの留保地があるから、便利だからこれを使わしてもらいたい、そういうのはだめだということです、この答申では。これについては、大蔵省の方では、防衛庁の方から、いろいろなところを検討したけれども、どうしてもここを必要とするというふうなことの相談を受けているのですか。

○川端説明員 防衛庁の方から施設の性格、施設を置くべき場所、規模、そういったことについてたまたま詳しい説明を受けているところでございます。

○細川委員 私の質問に答えたことになっておりませんが、だんだん時間がありませんか

この答申については、留保地の利用について地方審議会に付議しなければいけない、こういうことを書かれておりますね。これは大蔵省の方ではどうしてこういう地方審議会の方に付議しなければいぬと中央審議会の方で記載をしたかどうか、どういふふうに考えているか答えてください。

○川端説明員 国有財産中央審議會の方は、「国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。」こういうふうにされております。また、国有財産地方審議會は、「財務局長の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を財務局長に建議する。」ことを目的としている、こういうふうにされております。

地方審議会の方は、個別の事案につきましてその大きなものを付議する、こういうふうな形でやっております。今回の留保地答申も、その趣旨に沿ったものであると考えております。

○細川委員　個別の問題について地方審議會の方に付議する場合、中央審議會の方で答申がなされているその内容に反するようなことについて付議をすることはできるのですか、できないのですか。

○川端副委員長 先ほど申し上げましたとおり、中央審議会、地方審議会の答申は十分尊重して私どもも処理をいたしておりますので、地方審議会に諮問するに際しまして、当然ながら中央審議会の答申は十分尊重して行っているところであります。

○細川委員　だから聞きますけれども、大蔵省の方では、それではこの中央審議会の答申の内容に沿って考えた場合に、この朝霞の留保地についてはこれを認めることができるのかどうか、結論を言ってください。

○川端説明員 御質問の趣旨が、本件を地方審に付議することを考えているのかどうか、こういう

ことでございますれば、私も、地方審に付議する方向で、ただいま十分慎重に検討している、そういうことでございます。

○細川委員　今検討をしている。付議するかどうかも検討しているということですね。そうしますと、大蔵省の方としては、地方審議会の方に付議をしないという場合も考えられる、こういうことですか。

○川端説明員 私どもは、ただいま本件を中央審の答申に従ひまして十分慎重に検討しておりますが、先ほど申し上げましたように、本件につきましては防衛施設の再配備であるとか、多極分散型国土形成促進法に基づく事業であるというふうな性質を考へまして、地方審に付議する方向で十分慎重な検討をしている、こういうことでございます。

○細川委員　私のこれまでの一時間の質問によって明らかにされたと思いますけれども、この昭和六十二年六月十二日の国有財産中央審議会の答申というものは、まさに大変大事な国有財産についてどういふふうにそれを今後取り扱うのか、それについての答申なんです。そこで、原則としては

使用はさせない、今後とも留保していく。例外的に特に必要性、緊急性がある場合にこれを認めることができる。しかも、先ほど議論になりましたように、自衛隊の利用計画についての必要性、緊急性、これについては細かく答申で書かれている

のです。だから、当然今度の自衛隊のような問題については、この答申の内容からいってたらそもそもの使用できない、こういう答申の内容なんです。これをねじ曲げて解釈して、場合によってはこれは使えるというような、そういう読み方とい

うのは私はすべきでないと思いますし、そういうことをするのなら、何のために中央審議会があつてわざわざ答申をするのか。一番最初にも私の質問に答えて、答申は大変尊重いたします、そういうふうには答えたでしょう。だから私は、この問題に

については、中央審の答申の内容からして、今回の利用計画、自衛隊の利用については認めるべきで

はないというふうに考えているところでございます。

最後に、防衛庁長官もおられますから御質問いたしませうけれども、今の私と大蔵省の議論をいろいろお聞きになったかと思ひます。この中央審議委員会の方の答申については、本当に例外的に必要性、緊急性がある場合に認める、この留保地という国有財産は首都圏に残っている大変貴重な国有財産であるから、これはこれからも留保しておくのがいいんだというのが答申の内容なんです。そういうことを考えますと、私は、ここの留保地というものは、今後の国家的あるいは地域の重要な問題について使用するという意味で、ぜひともこれを先に残しておかなければいけないのじゃないかかと思ひますけれども、ここできょうの議論をお聞きたいだいて、この計画をもう一度考え直していただけないものかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○石川国務大臣　今、先生と防衛庁あるいは大蔵省、政府側とのやりとりをいろいろと静かに拝聴しております。率直に申し上げたいと思います。が、まず私も防衛庁としては、檜町の現在のこ

の施設というものを市ヶ谷に移転をし、それからまたさらに市ヶ谷の一部が朝霞の方に玉突き的にどうしても行かざるを得ない、こういう現実があるわけでございまして、この計画については、私には、やはり現在の檜町の状況から見てもどうしても

計画は実現をしなければならぬ、こういうふう
に考えているわけでございます。しかも、いろい
ろと準備は、一、二年前から着々と進められて、今
日子算計上までしているわけでございますので、
今さらこの段階でそれを大幅に変更あるいは中

止というような段階に至ることは、私も長官になりましてまだ三月でございますので、もうここまですべて進んでおる事業でございますので、私はその御意思に沿うようなお答えはできないわけがあります。

ただ私は、率直にこう目をつぶりながら拝聴しまして、先生のいろいろと御質問の御懸念です

ね、これは私もよくわかるのです。確かに今大蔵当局の回答を聞いておりましたが、必要かつ緊急の性とかこういう点から見ると、これは解釈が非常にあるな、こんな感じがしました。

それからまたもう一つは、現在、首都圏の中でも本当に貴重な国有財産でありますから、国民の立場から考えるといういろいろまた利用計画もあり、あるいはまた、極端に言えばそのくらいのスペースはとっておきたい、こういう気持ちも当然あると思うのです。でありますから、その御懸念は私も全くよく理解できるわけであります。特に、私もかつて市長をした経験もございますから、そういう空間の必要、緑の必要ということは、当然よくわかります。しかし、ここでもまた防衛庁という立場からいたしますと、今ある申し上げましたような、どうしても現在のあの場所でこれかから防衛庁としての機能を充実にしていくわけにはいかない、こういう現実もあるわけであります。

そこで、いろいろともう長い間当局同士の、正直のところ折衝もあったと思います。そういう中で、大蔵当局の御説明にあるように、総合的に見て必要性というものは、先ほど言ったように国への一つの施策、施設としてやはり移転をしなければならぬ必要性。そしてまた緊急性というものも、これも考えようによってはいつまでも置くわけにはまいりません一つの緊急性というものも解けが成り立つと思うのです。そういうことでひとつ審議会にかけよう、こういう考え方に立つて今着々と慎重な準備を進めていращやるということにつきました、私はそれなりに理解をするわけがあります。

じゃ、おまえの考えは一体どちらなのかと言われると大変苦しいわけでございますが、その点はひとつ、私どもの防衛という立場からの重要な国家の一つの行政機関である、こういうことで、これまた貴重な財産でありますけれども、その移転の一部であるということで深い御理解をいただければありがたい、こんなふうに思うわけでござい

ます。

○岸田委員長 続いて、山口那津男君。

○山口(那)委員 私はいわゆる一年生議員でありまして、防衛問題についてはこのたび初めて質問をさせていただきます。非常に基礎的なことも伺いたしたくすけれども、初学者を鍛え上げよう、こういう温かなお気持ちでお答えを賜りたいと思います。

まず初めに、「沈黙の艦隊」という講談社という出版社から出されているコミック作品があります。これは「コミックモーニング」という週刊誌に連載されていたものでありますけれども、これを総集編としてまとめた、あるいは単行本として出版されております。防衛庁長官はこの作品はお読みになったことございますか。

○石川国務大臣 山口先生の御質問を今受けましてしめじみ感じましたことは、やはり先生と私の年の差といえますか、先生は、今プロフィールのあれを見ましたら昭和二十七年のお生まれだそうで、私は大正でありまして、非常に年代の差がありまして、私は、残念ながらそういう本は一回も見たことがないのです。ですから何とも内容についてはわかりませんが、大体そういう漫画というものは「サザエさん」くらいしか見たことがない、こういう年代でありますことを申し上げたいと思います。

○山口(那)委員 この作品は、日本においてひそかに原子力潜水艦が建造をされて、海上自衛隊の自衛官が乗り組んでアメリカの第七艦隊に所属をする、そしてその艦隊を離脱して独立宣言をして、今のさまざまな体制に挑戦をしていく、こういう奇想天外なストーリーなんでありまして、この作品が今青少年に大変広く読まれているということでありまして。この週刊誌は、発行部数は講談社によりまして週刊で九十四万部から百万部発行されている。単行本が出たわけですが、これは各巻とも五十万部ぐらいつつ売れているということでありまして。読者の層は十代後半から三十代に広くわたっておりまして、女性のファンも多いとい

う内容であります。

その読者の感想を拾ってみると、非常にリアリティを感じ、特に元自衛官という読者からの反応にリアリティを感じるといふ発言が見られるわけでありまして。こうした一種の社会現象に対して長官、内容は御存じではないかもしれませんが、今言ったようなことを前提にしてどのようにお感じになりますでしょうか。

○石川国務大臣 余り粗雑な、勝手な想像でお答えすることは著者に失礼でございますから避けたいと思いますが、実は読んでないもので何ともお答えできない。ただ、これは当たっているかどうかはわかりませんが、時々本屋でそういう漫画の本をべらべらとめくって見て、読みたいという感じが起らないから買わないのですけれども、その本とは違いますが、何となく絵を見て非常に生々しいような表現の絵が多いですね、その本とは違いますが、余りにもどきついという、そういう漫画の絵が非常に多い。だから、そういうところから子供たちへの影響はいいか悪いか、私も実は大変懸念を感じるわけでありまして。そういうようなことで、一般的にコミックについてはそういう所見を私は持っている、これだけはお答えしておきます。

○山口(那)委員 これはたまたま連載中でありまして、ぜひこの動向にも関心をお持ちいただきまして、これからの日本の社会を築く若い人たちの動向でありますから注目をいただきたいと思っております。

そこで、お尋ねしますけれども、この作品のテーマでもあります原子力潜水艦、これを自衛隊は保有できるでしょうか。

○石川国務大臣 現実の問題として、局長の方から先に答弁させます。

○日吉政府委員 法律解釈が絡んでまいりますので、まず私の方からお答え申し上げたいと思っております。

原子力を自衛艦の推進力として使用することは憲法上禁止されるものではない、かように考えて

おります。他方、原子力基本法との関係について申し上げますと、船舶の推進力として原子力の利用が一般化してきた場合は、これを自衛艦の推進力として使うことは同法に違反しないと解釈いたしております。以上のことは、従来政府が述べてきたところでございます。

ただ、防衛庁としては、現在原子力推進の潜水艦の保有は考えていないことを申し添えさせていただきます。

○山口(那)委員 この保有が非核三原則との関係ではどのように考えられるでしょうか。

○日吉政府委員 私がたまたま申し上げましたように、憲法上は禁止されるものではない、原子力基本法との関係で申し上げたわけでございますが、原子力基本法第二条には「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、云々と書かれてございまして、この「平和の目的」に該当するかどうかということによって保有することが許されるかどうかということが決まってくると思っております。

したがって、自衛隊がその殺傷力ないし破壊力として原子力を用いる、いわゆる核兵器を保持するということは非核三原則にも反するでしょうし、かつ、原子力基本法の認めないところだと考えます。しかしながら、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく自衛艦の艦艇の推進力として利用されるということになりました場合には、船舶の推進力としての原子力利用が一般化している場合にはこれは認められる、一般化していない現状においては認められない、こういうふうな解釈になるかと思っております。

○山口(那)委員 自衛隊法によりまして武器の定義は、本来的に兵器を搭載し、そのものが直接人の殺傷または武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘艦、戦車のようなものも武器に当たる、こういうふうな解釈されているわけでありまして、そういう意味では原子力潜水艦も自衛隊法上の武器に当たると考えられると思っております。その場合、非核三原則で

禁止されているところの核兵器にも当たる、こういうふうに理解することもできると思うのです、いかがでしょうか。

○日吉政府委員 原子力潜水艦が核弾頭を搭載しているというふうなことになりますれば、それはその武器も搭載したトイタルの原子力潜水艦が非核三原則に抵触するといふようなことになるかと思っております。そうではありませんが、原子力潜水艦の推進力そのものに着目した場合に、船舶の推進力として原子力を利用することが一般化されているというふうな状態になった場合におきましては、搭載武器は別といたしまして、推進力として原子力潜水艦を持つことそのものは憲法上もあるいは非核三原則上も認められることではないか、かように解釈いたしております。

○山口(那)委員 それでは、推進力として一般化した場合には原子力基本法のもとでも保有が可能である、こういう御理解のようであれば、この原子力推進力が最も効果的に発揮される場面はこの潜水艦の場面だろう、こういうふうな言われております。コストの面もありまして、必ずしもあらゆる船舶、艦艇に原子力推進力が利用されるという現状には至っていないわけでありまして、けれども、事潜水艦に限定しては原子力推進力というのはいくらも一般化している、このように理解することもできると思っております。ちなみに、アメリカの海軍によれば、保有潜水艦百三十七隻のうち百三十三隻が原子力潜水艦である、また、ソ連においても過半数がそうである、こういう傾向があるわけでありまして。それらを踏まえた上で、既にこの潜水艦の分野では原子力推進力が一般化している、こういうふうな理解することはできるでしょうか。

○日吉政府委員 ただいま委員御指摘のように、潜水艦の任務を効果的に達成するというような観点からは、各国におきまして原子力潜水艦を建造しておき、かなりの原子力潜水艦のシェアになっていることは事実でございますが、私どもが原子力基本法の「平和の目的に限り、」という解釈をい

といひ、ユゴムの共產圏諸國の指定といひ、流弊的な要素は確かにあるうかと思ひますけれども、今後、将来的にこれらの対象から外れるという目込みはありますでしょうか。あるとすればいつごろになりそうでしょうか。

○杉本説明員 見込みということではございますが、東ドイツについては統一がなされたときにけが、当然ながら対象から外れると考えるのが自然だと思ひますが、その他の國につきましては、それぞれの國のいわゆる政治体制の変革の度合い、それから現在これらの國はまだワルソー・パクト、各約に入っているわけですから、そういう客觀的な

情勢等を踏まえて具体的に判断していくということになるかと思ひます。

他方、先ほどの武器の我が国の輸出の取り扱いにつきましては、これら武器輸出三原則対象地域以外でございしても原則的には慎重という政府統一見解がございしますので、それに従つて、たとえ外れたとしても武器の輸出については慎重というところは依然として適用されるということでございます。

○山口(那)委員 先ほど慎重ということと禁止されるというところは違ひがあるというお話でしたから、その認定というものは厳格になされなければならぬはずで、その指定の基準等については明確な答えはいただかせませんでしたので、改めて回答を求める機会をいただきたいと思ひます。次に、時間があるもので伺ひますが、東ヨーロッパ、ソ連等は民主化の動きあるいは市場経済の導入というものが急ピッチで進んでおりますけれども、このような変化が今後それらの諸国の保有する軍備についてどのような影響を与えてくるか、防衛庁長官、どうお考えですか。

○日吉政府委員 現在の米ソを中心とした軍備管理・軍縮交渉というのは、委員も御案内のようにヨーロッパを中心として展開されているわけでございしますが、これはヨーロッパが陸続きにNATOとワルシャワ条約軍が鋭く敵しく軍事的な対峙を続けておつた、こういうふうな実態がまずあるわけだと思ひます。西側の方からはいろいろとこれまでも平和的な働きかけをしておつたわけでございますが、東側、ソ連側の国内の経済事情あるいはその他いろいろな国内情勢等も影響いたしまして、東側の方からも西側のそういう呼びかけに対してお互いに軍備力を低い均衡点に達成させようというふうなことで軍備管理交渉が進んでいると理解いたしております。

したがいまして、現在、CFEという段階でいろいろな交渉が行われておりますけれども、通常兵力を中心としたしほしほに攻撃的な能力をできるだけ低い水準に落とそうというふうな

形で相談がされておると思ひます。あるいはまた、STARTなりINFという交渉を通じて、でも、それぞれ戦略的あるいは戦術的な核という強力な攻撃的武器の削減というふうな状態で話し合いが今進められていて、段階であると私は理解いたしております。

○山口(那)委員 ソ連では、今後五年計画で調整された市場経済を導入しようというところで変化をしていくと宣言されております。東ヨーロッパも含めてですが、軍事費総体としてどのような変化が起きていくとお考えですか。

○日吉政府委員 私がたゞいま申しましたように、現在の軍備管理交渉は米ソを中心として進められております関係上、予算上、国防費の上でも米ソにおきまして顕著な変化が見られていと思ひます。米國につきましては、既に御案内のように、実質ベースで予算の減少を図るべく検討中でございます。ソ連につきましては、そのような状況でございます。ただ、それ以外の國につきましては、先般、NATOの年率三%の増加目標、努力目標というふうなものを廃止いたしましたけれども、これまでのところ顕著に予算が減少してきているというふうな形にはなっておりません。

ただ、ソ連につきましては、それも実態が非常にわかりにくくございまして、現在七百億ルーブル程度のオーダーのものをある程度減少させようということをソ連政府は公表いたしておりますけれども、それまではソ連の国防費は二百億ルーブル程度だといふふうに公表されておりました、減少したといひましても、それまで公表されておりましたものの三倍以上の金額が公表されておりました。それを減少させてきているというふうな状況でございます。なお、NATO諸國等の推計によりますと、その七百億ルーブル台といふものも自由主義諸國の国防費の概念からいいますと何分の一といふような数字ではなからうかと言われております。現実にはソ連も軍備、兵力の削減をまじめに実行してきていると思ひますし、そのつもりだと思ひますけれども、計数的に明確な形で把握すると

いふのは、ソ連の国情等もございまして、なかなか私どもには正確にはわかり得ないような状況にあるのが事実でございます。

○山口(那)委員 今現在の経過をお話しされたと思ひます。私が伺ひたいのは、少なくともここ五年くらいの期間での予測ということなんですが、それについても一度お答えください。

○日吉政府委員 それはなかなか困難な問題でございます。私共ここで予測を申し上げることは極めて難しいと思ひます。ただ、主要な國は、防衛費につきましては、何らかの形で中期的な計画を持つていて、國が多うございしますので、現在の激動する國際情勢を勘案しまして、今後、これらの國々がどのような計画を立てていくかということに注意深く見守る必要があろうかと考えております。現在のところでは、たゞいま申しましたように、米ソを除きましては顕著な変化は明らかには見られていない、かように考えております。

○山口(那)委員 それでは確認的に伺ひますが、各國の国防費の伸び率を比較した場合、主として、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、西ドイツ、中国、これらの各國について最近二年間の伸び率をお示しいただけますか。

○藤井(一)政府委員 主要國の過去二年間の国防費の伸び率でございますけれども、我が國の場合は八九年、九〇年で御案内のように五・九、六・一でございます。これに見合う数字を各國の予算書で各國の自國通貨ベースで申し上げさせていたきたいと思ひます。

場合は、八九年が四・六%の増、九〇年度が三・九%の増でございます。西ドイツ、八九年が三・七%の増、九〇年は一・八%の増でございます。中国、八九年が一・五・四%の増、九〇年が一・五・二%の増。いずれも政府が発表した予算書の数字から算出した伸び率でございます。

○山口(那)委員 これをドル換算すると別な数字になりますか。

○藤井(一)政府委員 ドル換算をいたしますと、どういふ為替レートをとるかということで大分変わってまいります。私どもが予算で用いております支出官レートをを用いて換算いたしますと、八九年は五・九と申し上げましたけれども、ドルでいいますと一・六・三%の増になっております。これは円高というところでございまして、それから、九〇年は逆に円安になっておりますので、アメリカは四・〇%という数字が出てまいります。アメリカはドルでございますので同じでございます。ソ連の場合は、先ほど九〇年がマイナスイナス八・二%と申し上げましたのが、マイナスイナス一・八%ということになります。イギリスの場合は、八九年が六・九%の増、九〇年はマイナスイナス三・四%。フランスの場合は、八九年が〇・五%の増、九〇年がマイナスイナス六・〇%。西ドイツは、八九年がマイナスイナス〇・四%、九〇年がマイナスイナス五・三%。中国の場合は、八九年が一・六・一%の増、九〇年が一・六・八%の増。いずれもドルに対しての各國の通貨が安くなっているか高くなっているかということによつてかなりの変動があるということでございます。

○山口(那)委員 これらの動向を見ますと、中国を除いてはおおむね伸び率は鈍化してきています。しかも日本の伸び率と比較すれば低い水準にあるといふことは明白であります。これらの軍事費といたしましては防衛費の変化率等を勘案し、また、國際情勢を勘案した上で、日本の防衛費及び防衛力の実態といふものに対して諸外國はどのように認識しているとお考えでしょうか。ソ連、EC諸國、アメリカ並びに近隣アジア諸國、これらの各

ゾーンに分けて御説明をいただきたいと思ひます。

○桂説明員 今先生がおっしゃった順番でお答えいたします。

私欧亜局でございますので、まずソ連から申し上げます。ソ連につきましては、我が国の防衛力整備の問題につきまして種々の機会に問題を取り上げてまいりまして批判をしております。近時は、東西関係が緊張緩和に向かう中で日本のみが防衛力を増強していることは、アジア・太平洋地域の情勢の健全化にブレーキをかけるものであるという言ひ方、批判的な論評を行っております。我が国としては、日本の防衛力整備についてのソ連のかかる批判は的を射ていないというふうに考えております。

次に、E.C.諸国ということでございますが、我が国の防衛費の動向につきまして西欧諸国から特段の認識が政府から出されたことはございません。ただし、平成元年でございますけれども、私も外務省がこれらの国で対日の世論調査を実施いたしました。世論調査ということで申しますと、西側の安全保障に対する日本の貢献度というものが自分の国の貢献度より大きいと考えているか小さいと考へているか、こういう世論調査をしたわけでございます。そうしましたところが、例えばイギリスの場合には、西側の安全保障に対して日本の方がイギリスより大きく貢献していると思つてゐるイギリス人は二％しかおりません。日本より自分の国、すなわちイギリスの方が西側の安全保障に貢献しているというふうに考へるイギリス人は八四％でございます。同様に西ドイツの場合には、西ドイツの方が日本より西側の安全保障に貢献していると思へる西ドイツ人が七七％、逆は二％しかおりません。同時にフランスの場合には、フランスの方が日本より貢献しているというふうに考へるフランス人が七三％、逆が五％。あとイタリアは、イタリアの方が貢献しているというふうに思ふイタリア人が五一％、逆が一四％。こういったような数字でございますが、いずれもE.C.

主要国は、西側の安全保障に対して日本より自分たちの方がよほど貢献しているというふうな世論調査の結果が出てゐるというのを申し上げたいと思ひます。

○山口(那)委員 アメリカについてはどうですか。それからアジア近隣諸国についてはどうですか。

○重家説明員 アメリカ政府は、我が国の防衛予算につきまして基本的には日本が自主的に決定すべき問題であるという立場をとっておりますが、我が国の自主的な防衛努力に対して高い評価を与えてきてゐるというところでございます。

なお、ことし一月発表されました九〇年度米国防報告におきましては、そういう日本の防衛努力を評価するとともに、他方で、経費分担、現有戦力の質及び継戦能力の向上の面でより一層の努力をすべきであるという趣旨の記述も中に入つておるわけでございます。

○渋谷説明員 アジア・太平洋諸国がどう見てゐるかということについてお答えいたします。

先生御存じのように、昭和六十二年度予算で初めて日本の防衛費は対G.N.P.比一％枠を超えましたけれども、この機会には確かにアジア・太平洋諸国の注目を集めて、各国から各種の反応を呼んだところでございます。ただその後、六十三年度それから平成元年度防衛予算、引き続き一％枠を超えましたけれども、これらアジア・太平洋諸国の反響は六十二年度予算決定時に比べて次第に落ちついたものになってきております。そして平成二年度の防衛予算の政府案につきましては、これは一％枠の中におさまつてゐるわけでございます。

すなわち、政府による公式の懸念と批判の表明はございません。また、報道もおおむね事実関係をキャリーしたものが中心になっております。

○山口(那)委員 各国の政府の公式的な見解というものはなかなか表明されにくいかもしれませんが、情報もそう多くはないような反応かと思われ

ます。しかしながら、アメリカの軍の関係者、高官の発言によれば、いわゆる極東米軍は日本の暴走を防ぐための瓶のふたの役割を演じてゐる、このような発言もありました。また、世界の軍縮が進む中で日本が引き続き防衛費を伸ばしてゐる、あるいは仮に現状のまま維持したとしても相対的には日本の防衛力が過大になっていく、このような懸念を持たれる可能性があると思ひますが、この点、長官いかがですか。

○石川国務大臣 最近アメリカのいろいろな方々がいろいろな意見を述べていることも御承知のとおりだと思ひます。確かに瓶の栓だというふうな見解で日本へ存在しているんだ、そういう方もいらっしゃるわけでありまして、ただ私に言わせれば、そういう意見も出されながら、チェイニーさんにしてもその他国防当局の主要な方々の意見も、最終的にはやはりまだアジア・太平洋の中におきましてはソ連のいわゆる潜在的脅威というものもある、こういう認識も発表しているわけでありまして、そういう中で私も、アメリカのいろいろな意見はございまして、前々から申し上げましたように大綱に従つて、こういう現在の国際情勢の不安の中におきましてはやはり大綱水準というものは維持していくことが賢明な選択である、このように思ふわけでございます。

○山口(那)委員 日本国内の世論調査によりまして、これは内閣官房の広報室の行ったもので、約三年置きにやつてゐるものであります。この防衛力の規模についてという設問で、「今より少なくてよい」という回答が年々ふえてきております。例えば陸上自衛隊について言いますと、五十三年は五・八％、五十六年は九・六％、五十九年は一一・八％、六十二年一月の時点で二二・六％であります。片や増強した方がよいという者は五十三年に二・一％、五十六年は二・三％、五十九年は二・六％、そして六十二年一月で一〇・四％、これは急激に減つてきております。これらの世論の動向について、長官いかが考へになりますか。

○石川国務大臣 その一つの世論というものにつきましてはそれなりに私は受けとめなければいけない、かように思ひます。しかし、予算委員会あるいは当委員会の中でも再三申し上げておりますように、私どもの防衛政策の基本的な考え方というものは、いわゆる大綱の三つとて、それは要するに軍事的な空白を醸し出すことによつてむしろかえつていろいろ危険が発生する、こういうような前提のもとに、要するに平時における最低必要とする防衛力の整備というものが大綱の一つの基本的な考え方でありまして、その大綱の水準によりやく到達し得るわけでありまして、おおむね到達し得るわけでありまして、今後やはり平時における最低の防衛力の整備というものは、これは世の中が全部この国も軍備がなくなつてしまへばまた別であります。そういうことは現実性がないわけでありまして、そういう前提から見てもこの大綱の水準というものはこれからも維持すべきではなからうかな、私はこのように思ふわけでありまして。

○山口(那)委員 この日本の世論は六十二年一月の時点でございまして、以後二年余りの国際情勢の変化等の中で、この傾向はますます顕著になつてゐるだらうと思ひます。

さらに、先ほどの武器輸出三原則の共産圏の認識、あるいはコムの対象国の指定についても再検討がなされてゐる状況であります。また、防衛費の伸びについて、国防費の伸びについても、日本が最も伸び率が高い。各国においてはむしろ軍縮の傾向が徐々に始つてゐる、さらにまた、今後は大きな変化が予測されるであらう。これから次期防衛を必要とするという安全保障会議の六十二年十二月の結論であります。この時点と比べても国際情勢は変化を遂げつゝあるわけでありまして。

中期的な計画を立てるということはある意味で今後の動向を明確にするという役割もありまけれども、なお今後の情勢が不透明であり、また変化が激しい、しかもそれは軍備を縮小する方向に

動いている、こういう動向を考えると、中期の計画で固定してしまうということは、日本の防衛力が相対的に突出してしまう、諸外国に対してかえって脅威を与え、日本こそが不安定な要因の極になる、そういうおそれもあるかと思ひます。

そうした中で、次期防衛計画についてはこれを断念して、当面単年度でいくか、あるいはごく短期間の、例えば三年ぐらいの計画でいくか、そのようなしばらくは情勢を見きわめるといふ慎重な配慮が必要だろと思うのでありますけれども、長官に最後にお答えいただきまして、私の質問を終わります。

○岸田委員長 時間が参っておりますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

○石川國務大臣 これから中期防衛策定する作業に入るわけですが、今先生が御指摘のような、この国際情勢の流動化の激しい中で、やはり中期的といえども一つの三年なり五年というものを定めての防衛計画よりも単年度ごとの方がいいのではないかと、それも一理あると思ひます。しかし、やはり事が防衛でありますから、例えば護衛艦を一つ求めるにしても相当の期間がかかるわけでありまして、その他いろいろ兵器におきましてもそういうことも言えます。また、御承知のとおり、我が国の防衛というものは基盤的な整備でありますから、そういう観点、性格からいって、やはり単年度、単年度ということにつきましては、デメリットもまたあると思ひます。そういうことで、現在は一昨年十二月の安保の会議におきましても現在のような中期防衛をやはり持つべきだといふ一つの結論になっているわけでありまして、そういう点で中期的な新しい計画を策定する方が必要ではなからうか、私はこのように考えております。

ただ、先生の最近の国際情勢についての認識、こういう点につきましてはいろいろと先生の御意見も十二分に理解をするわけでございますので、そういう国際情勢の前提等も考慮して、最終的に

は政府全体としての中でこれが策定される、こういうことになるわけでございます。

○岸田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十三分開議

○岸田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。志賀一夫君。

○志賀(一)委員 私は、防衛問題を中心にしながら御質問いたしたいと思ひます。

世界における我が国の現状というのは極めて不安定な状態に今あるのではないかと申すのであります。かなりな努力を示しながらも世界各国から信頼されるという状況下にはないのではないかと。ついせんだつても日本は奇異な国だ、あるいは一体日本にモラルがあるのだろうか、そういうような声も世界各地から聞こえてきております。そういうことを考えますと、我が国が世界の各国と心と心の触れ合いができるような国際関係、お互いに信頼できる関係、そういうものを築き上げていくために、いま一度我が国の外交方針なりあるいはまた対外経済援助なり、いろいろな点で再考しなければならぬ時期ではないかと思ひます。

また同時に、一方、世界は冷戦からソ連、東欧を含めた一つの輪になって平和の方向に進みつつあるのではないかと。そういうことを考えますと、従来の我が国の外交方針あるいは防衛方針にかたくなに偏っていたのでは日本の将来を見誤つてしまふのではなからうか、そんなふうに私は考えるのであります。

そういう観点から、これからなおかつ私が申し上げたいことは、今冷戦からそして平和への方向という中でも大変行き先不透明な部分もありませんが、そういう不透明な中でこそ日本が、我が国が、経済大国として当然避けられない国際的な貢献を強いられる、これは紛れもない事実ではな

らうかと思ひます。そういうことを考えますと、日本が今あらゆる点で過去を振り返つて、これから日本の未来に向けてどういう方向でどういう世界の政治的な枠組みに貢献すべきなのかを真剣に考えていくべき時期であらう、そんなふうに思ふわけであります。

そういう立場から、まず我が国とアメリカとの関係についてお聞きをしたいと思ふのであります。が、アメリカと我が国は安保体制の中で長い間極めて友好な関係にあったし、そのプラス面、マイナス面もあつたかと思ひますけれども、しかし、日本の今日の経済的伸長はアメリカに負うところも多大であつたと認めざるを得ない、そういうふうに私は思ひます。しかし、最近の我が国とアメリカとの関係を見れば、日米構造問題協議に見られるように、あるいはアメリカでの日本の過剰な企業による投資の状況やいろいろ見ますと、大変異常な状態に日米関係はあると言わざるを得ないわけでありまして。したがって、この日米の大変な信頼のきずなが、今日、ある面からいへば極めて容易ならざる状態にある、そういうことを考えますと、もつと日本の外交が原点に立ち返つて見直すべき時期が来ているのではなからうか、そんなふうに思ふのであります。

かつて日米安保体制の中においても、田中内閣による中国との平和条約の締結や、あるいはまた福田内閣当時においては多面的な外交方針を立てて実行されてきたということなども考えますと、今一方的に我が国の外交がアメリカに追随している、従属していると言われるような外交や経済のあり方、関係のあり方ではなくて、もつと自主的な外交、そして対等の立場で主張すべきは主張する、そしてまた拒否すべき点があれば拒否する、そういう自主的な外交というものを従来にも増して強めていくべき時期が来ているのではなからうか、そういうふうに思ふわけでありまして、まずこの点についての今後の方針等についておた

先生御指摘のとおり、私も日米間の信頼関係を維持していくことは非常に重要なことだといふふうに存じております。先生、現在日米関係が異常な状況にあるといふふうに表現されたかと思ひますが、確かに日米間には問題がございます。しかしながら、私もその認識をいたしましては、日米間には経済面を中心として非常に強い相互依存関係がある、あるいは先生御指摘のとおり、日米間には日米安保体制というものがあつて強固な同盟関係を維持しておるということでございまして、私もその認識としては、基本的には日米関係の根幹というのは非常に強固であるといふふうに考えております。

ただ、先生も御指摘ございましたけれども、大幅な貿易の不均衡でありますとか、対米投資の急増でございますとか、いろいろな状況から経済面を中心として調整を要する問題が多々あるといふこともこれまで事実でございまして、私もそれとしましては、協力と共同の精神に基づいてこれらの問題を一つ一つ解決していく、そのことによつて日米関係の基本を害することがないようにしなければならぬといふふうに考えておる次第です。

追従ということをおっしゃつたかと存じますが、米国は依然として先進民主主義国の中で大きな力を持ち、かつリーダーシップを発揮してきておるといふことでございまして、他方において日本の国力の伸長あるいは日本の国際社会における地位の向上、こういうこともございまして、今後の方向をいたしましては、米国と相協調し、協力し、より安定的な、より繁栄した国際環境の構築のためにとも協力して努力していくということが必要であらうといふふうに私は思つております。私もグローバルパートナーシップといふふうに呼んでおりますが、東西関係の安定でございまして、経済援助の問題でございましてとか、あるいは地域紛争の解決でございましてとか、あるいは問題につきまして、米国とも協調しつつ我が国としても貢献していくべきものだといふ

ふうに認識をしておる次第でございます。

○志賀(一)委員 日本とアメリカとの経済関係、中でも私が御指摘申し上げたいのは、アメリカにおける企業による経済の投資額というものは、日本より英国の方が、パーセンテージは今数字がありませんでわかりませんが、かなり高いウェイトを占めておることは事実であります。ずっと長いことそういう状態になってきておるわけでありまして、しかし、日本の投資額が英国と比べるとずっと低いにもかかわらずいろいろ問題が提起されているという点は、日本とアメリカとの関係が英国とアメリカとの関係に比して信頼感という点で非常に薄いものがある。信頼関係が薄いからこそより以上に問題視されているという事実を指摘しなければならぬ、そういうことが日本にモラルがない、企業モラルが一体あるのか、こういうのはね返りともなっているのではなからうかと思ひます。

また同時に、軍事面におきましても、かつていわれる安保体制下で、冷戦時代は日本の状況をおんぶにだっこ、そういうふうに表示されてきたけれども、今日では、むしろ日本の世界の第三位にまでは上がった大きな軍備、西側陣営ではアメリカに次ぐ軍備、これだけの巨大な軍事力を備えるようになったその事実を見ながら、安保体制下でもっと強化すべきだ、もしアメリカ側にそういう発想があるならば、もっと強化せよということがあるはずだけれども、しかしアメリカ側では、実は逆に日本が軍事大国になることを恐れる、こういう発言が当のアメリカの軍事責任者から相次いで出ています。こういう事態を考えますと、日本は安保体制下にあるといえども独自の考えでこれからの防衛戦略についていとも考え出すべき時期にきているのではないかと。特に、世界的な冷戦の時代が終わって、総理も新デタントの時代だ、こういうふうな認識をいたしておられます。以上は、そういう立場に立つて新たな外交なり新たな防衛方針なり方策が出てきていいのではなからうか、そんなふうに思いますが、御見解をお聞

きたいと思ひます。

○時野谷説明員 先生御指摘のとおり、現在国際情勢が大きく動いておる、かつての東西間の対立を基調とした国際関係からむしろ対話あるいは交渉の方向に大きく物事が動いておるということはそのとおりでございますし、私もそのことを歓迎しておるというところでございますが、国際情勢が今後とも抑止をその安定のよりどころにするであろうということには間違いないだろうというふうに私も考えております。独自の政策があつてしかるべきではないかというふうなお尋ねだつたかと存じますが、私も国際情勢に伴いますところの不確実性あるいは不安定性、こういうものも考慮すれば、この地域の平和と繁栄あるいは日本自身の安全にとって今後とも抑止を維持していくということは非常に重要なことだというふうに考えておりますので、この観点に立つて日米間の安保体制、これは今後とも堅持していくべきものであらうというふうに考えておる次第でございます。

○志賀(一)委員 私はこれで対米国との問題の質問を終わるものではありませんが、新たな立場で御質問を申し上げたいことはアジアにおける我が国の安全保障体制、こういうことについてお聞きをいたしたいと思う次第であります。

アジアにおける安全保障体制につきましましては、我が国が中心となつて、アメリカに対してどうするか、ソ連に対してどうするか、あるいは中国に対してどうするか、その他のアジア諸国に対してどういう対応をするのかということに大きくかかわつてくると思うのであります。しかし、私は先だつての代表質問で若干触れましたが、ヨーロッパで今東西ドイツの統一が順調に進んでいくというところは、過去のナチスの侵略戦争に対するドイツ国民の強い強い反省があつて初めて今東西ドイツの統一が順調に進み、なおかつ全欧的な諸国民の理解と温かい御支援があるから進んでいるのだ、そういうふうに思ひます。そういう状態は、私もアジアにおける今後の平和的な安全保障

障の枠組みをどうつくっていくかという立場から言えば極めて参考にするべきことではないのか。

先だつても、韓国の大統領がおいでになつて国会で非常に温かい、私もにとつてはありがたい方針を出されたことは全く感銘を受けたところであります。しかし、私も自身としては、韓国あるいはアジア諸国に対する過去の侵略戦争への反省がまだまだ薄いのではないかと。そういうことを考えますと、これからのアジアにおける安全保障をつくっていくためには、国民の一人一人がもっともと厳しく過去を反省し、行動でアジアの皆さんの理解を得るようになっていかなければならぬものだ、そういうふうに考えるわけでありま

す。そういう立場で、まずソ連の極東における潜在的な軍力、非常に強大だ、したがって、その強大な軍力の削減なしにはこちら側の削減はあり得ないというようなことを防衛長官が言われたのであります。この辺に關する真意をまずお聞きをしたいと思います。

○石川國務大臣 先般、私が豪州、タイ、マレーシア、この三国を訪問いたしました際に、私がタイにおいて在留同胞の方々の会合に出て、その中で今御指摘のような発言を申し上げたわけでございます。

その私の基本的な考え方でございますが、これは、今委員もいろいろと国際情勢、軍事情勢についてのお話をされたように、今日、特にヨーロッパにおきまして大きな地殻変動が進んでいるわけでありまして、そういう大きな動きといふものは、これは私も自由主義陣営から見ると大変好ましいものである。これがアイ・エヌ・ジーでありますので、今後ともますます大きくそういう民主化への変動といふものを期待するわけでありまして、そういう中において、アジア・太平洋地域とこれを比較すると、残念ながら、政治的なあるいは経済的な、地政学的な角度から見ると、ヨーロッパとは大変異なつた様相がある。こういう中において、私も、我が国の防衛

というものをこれから考えなければならぬわけでありまして、大きなアジア・太平洋の中で、何といつてもこの軍事的な情勢の中で注目しなければならぬのは、やはり要するにソ連の今日も潜在的に大きな軍力、こういう一つの潜在的な脅威といひますか、そういうものは無視するわけにはいけません。確かにゴルバチョフ大統領もいろいろと軍縮につきましてはあちこちで演説もしておりますし、現実には一部があらわれていることは間違いないと思ひますけれども、しかし、アジア・太平洋の地域のところだけを特に私もが見ますと、やはりまだ依然として蓄積された軍力というものは膨大なものである。しかも、その中身につきましても、量的には多少変動があるものの、質的には決して低下してはいない、こういうような面もあるわけでありまして、それは、実は正直なところ極めて膨大なものである。

こういうようなところから考えますと、最近ゴルバチョフ大統領がいろいろと指摘されておりますように、ソ連の軍力について、防衛的なものであるとかあるいは合理的な性質の枠内に制限する、こういうふうにおっしゃつておられるわけでございます。そういう膨大な軍力というものを、まずソ連みずからが表明した考え方に沿つてこの膨大な極東ソ連軍について早急に実質的かつ大幅な削減をしていただきたい、こういう希望も当然私は持つておるわけでございます。そういうものを前提としての発言を申し上げたわけでございます。その点につきましては御理解を賜りたい、かように思ひます。

○志賀(一)委員 いろいろのお話ございましたが、アジアの安全保障といふものをつくつていくためには、世界の流れが変わつてきた今日、冷戦時代の発想を乗り越えて対話と協調によつて新しい世界地図を模索する動きをすることがアジアでどうしてもやつていかなければならぬ我が国の使命ではないのか、私はそんなふうに思ひます。そういう点からいいますと、単にアジアにおけるソ連の潜在的な軍力の脅威、これだけ

に固執をして、我が国の防衛力の現状あるいはアメリカの軍事力、そういうものを固定化しておくというものは、それは鶏が先か卵が先かという議論に等しいものではないのか、そういうふうに私は思うのであります。

まず、アジアでの安全保障を本場にソ連との間につくっていく、こういう御意思があるならば、やはりソ連に対しては具体的にアジアにおける兵力削減の問題を堂々と要請すべきではないのかと思ひます。アメリカとソ連の関係をいえば、もうマルタ会談以降大変な変わりようだ。今アメリカではソ連の国内問題ともいべきリトアニアやエストニアの独立問題でゴルバチョフ大統領をより積極的に支援しているというふうなあの事実は、冷戦構造の中では恐らく夢想だにし得なかったことではないのか。そういう変わりようを考えれば、やはり我が国においてもそういう状況の変化をとらえてより積極的に要求するものは要求する、またみずから正すものは正すという姿勢こそ大事であると思ひます。

まず、ソ連に対してこれから兵力削減へのそういう要請をする考えがあるかどうか。また同時に、アメリカに関しても、基地の縮小とかあるいは兵力の削減とかということが報道等で流れていますが、アメリカの極東におけるそういう基地や兵力等についても、より積極的に削減への、あるいは縮小への我が国の意思を具体的に行動にあらわすべきときではないのか、そういうふうに思ひますが、お聞きをしておきたいと思ひます。

○石川国務大臣 先生の御指摘のように、ソ連の軍事力をただ一方的に、固定的に考えて、そのみに頼つてのアジア・太平洋のいわゆる軍縮、平和というのはいかかなものか、それはそういう一方的な、固定的なことだけでアジアでより軍縮が促進されるというふうには私も考えておりません。ただ、私は防衛庁長官という立場で、一つの現実の軍事力の存在というものを前提にして申し上げたわけでございます。

区でさらに平和が促進されて、そしてお互いに軍縮の道が進められるようにするには、やはりそれなりの外交的な努力というものは当然必要ではなからうか、こういうふうな思ひをしております。むしろそれは外交的な努力ということでございまして、既に予算委員会などでも外務大臣から再三御答弁されておりますように、我が国が我が国の独自の立場から特にアジア・太平洋地域のいろいろな問題に積極的に外交努力をしようというものは委員も御理解をいただけるのではないかな、こういうふうな思ひをしております。

さらに今日の防衛力というものは、再三申し上げるようでございますが、我が国は、昭和五十一年に策定されたいわゆる防衛計画の大綱、繰り返すようでございますが、これは平和時における最低の防衛力の水準でございます。要するにこれを今日しっかりと維持することが、かえつてアジア・太平洋地域における安全にも寄与しているのではなからうか、私はこういう見解を持っております。

○志賀(一)委員 防衛庁長官の答弁もわからないわけではございませんが、しかし、いざにしましても今日までの我が国の防衛力というのは、冷戦下、極めて厳しい米ソの対立の時代に策定されたものであります。今、世界的に大きく変わろうとするとき、アジアの安全保障をどう構築していくのか、さらにアジアの諸国の信頼度を我が国が高めていかなければならないという大きな使命がある以上、新たな視点で防衛力の見直しが必要だ。なげなら、安保体制下で、ついこの間までは確かに防衛庁長官の言われたとおりでありましたけれども、今やアメリカにおいてチェイニー国防長官が日本は軍事大国化のおそれがあるということを暗に表明されている事実を新聞記事でも見ているわけでありまして、あるいはまた、沖縄の軍事基地の司令官が、いわゆる再軍備への瓶のふただ、こういうような発言をするなど、従来とはまず変わった角度で急カーブにアメリカの発言というものも聞こえてくる、そういう状況を考えれば、今、

平時における必要最低限の軍備だということとは私にはわからないわけではありませぬけれども、これだけ状況が変化をして、世界から、アジア諸国から日本の軍事大国化という問題が現に指摘をされている以上、もうこの辺で日本の軍備のあり方、世界第三位に位置する膨大な軍事力の再編を縮小の方向で再検討するべき時期に来ているのではないかな、そんなふうに私は思ひますが、いかがでしょう。

○石川国務大臣 いろいろと今先生からの質問の中で触れられましたアメリカの我が国の防衛力への認識でございます。これは先生あるいは誤解されているのじゃないかなと思ひます。確かに最近ではアメリカのいろいろな軍事関係の方々もいろいろなことを言っておることも事実でございます。だけれども、最終的に我が国の防衛力が軍事大国云々というふうな認識は恐らく間違ひではなからうか、私はこういうふうに思ひております。それからまた、さらに我が国の防衛力が非常に大きくなりつつあるのか、アメリカの存在がむしろ瓶の栓になるのか、こういうことを言われた方もありますが、これは基本的に米政府でもつてはつきり否定されております。そういうことでございまして、何かその点をまたまたで非常に言われておりますが、それはアメリカの正式な見解ではない、こういうふうに私は基本的に受けとめていこうと思ひます。

いろいろなチェイニーその他の軍当局の関係者の話の末尾には、やはり依然として米國初め同盟国にとつては今日の極東のソ連の軍事力というのは相当の潜在的脅威であるということがある。いつも言われているわけではございまして、この点については、攻撃的な意図は確かに削減しつつある、しかし、能力的な面におきましては依然として大きな潜在的脅威であるということにつきましては、これは我が国も米國も見解が一致しているところではございまして、その点を先にはつきり申し上げておきたい、かように思ひます。そして、我が国の今日の防衛力というものは、

東南アジア諸国におきまして防衛費の額が大きいという認識をそれぞれの国でも確かにしているというところは私も承知しております。しかし、それが要するにわたつての日本のような軍事大国になる、そういう脅威論、こういうものはオフィシャルな立場では出ないのは当然といへばそうかもしれませんが、先般私もタイその他東南アジアを回つてみて、政府の高官の方といろいろとひざを交えてお話をしてみたら、私が出かける前に想像していた以上に我が国の防衛力については実は大変御理解を示された、こういう点もございまして、私がいまして、今回私がそういう旅をしたことは、私自身としては大変効果があったな、こういうふうに思ひまして、今後でもできるだけそういう機会をとらえて、友邦近隣諸国につきましても、我が国の防衛基本政策につきましてもいろいろとお話をし、御理解をいただきたい、かように考えているわけでございまして。

○志賀(一)委員 今チェイニー国防相の言われたことについて否定をされておりますが、その点についてはアジアの諸国が極めて脅威を感じているというふうな表現、えんきよくな発言であるけれども、やはりその裏に日本の軍事力、特に科学技術の分野のすばらしい日本の進歩がアメリカにとつては大変な脅威に受けとめられていて、そういうふうなことも私はこの際指摘しておきたいと思ひます。

今、長官がアジア諸国をお回りになられて非常に好感を持って迎えられてきたというお話であります。それはそれなりに結構なことだと思ひますが、それはそれなりに結構なことだと思ひますが、やはりその裏に、一方中国の鄧小平さんがある外国の首脳に、日本が再び軍事大国化の道を歩むおそれがある、そういう発言をしたという報道もあるわけでありまして、したがって、アジアでそういうような声が出ないようには、もっと積極的に平和への努力をされなければならぬのではなからうかと思ひます。予算委員会でも、あるいはまたインド等の訪問をした際にも、海部総理が、過去の冷戦構造の名残を取り去り、対話と協調による

世界の秩序模索の動きがアジアにも連動されなければならぬという意思を表明されているというふうな聞いておられるわけですが、なおさらのことアジア諸国に対する対応というのは新たな視点から再構築しなければならぬのではなからうかと思ひます。

そういう立場に立ちまして、もう一点私は中国との関係についてお聞きをしておきたいと思うのであります。

中国との関係では、具体的に申し上げますと、第三次円借款は天安門事件によりまして凍結されて今日まで参つておるわけでありましたが、私は、この凍結は速やかに解除されたいのがなまものかというふうにお聞きをしたのであります。それは、一つは、世銀が一九九〇年二月八日、内モンゴルの地震復旧対策費として三千万ドル、また同じく農業開発等に対して六千万ドルの融資をした、あるいは西独など欧州の一部も部分的に再開をしている、あるいはまたアメリカもつい最近恵国待遇を一年延期をするということに踏み切つたという報道があるなど、中国を取り巻く環境の変化を見れば、やはり我が国が隣人として最大に中国との関係を大事にしなければならぬということとは当然のことでありまして、しかも、隣人としてこれから最大のパートナーとしてやうやく中国に対して、より積極的に前向きにこういつた凍結解除を通じてお互いの信頼関係を深めていくということ、我が国にとつて、またアジアの安全保障にとつても極めて重要ではないのか。そういうふうにお考えますと、ぜひ速やかな凍結の解除をしていただきたい、そういうふうにお聞きをしますが、いかがでしょうか。

○島中説明員 お答え申し上げます。

隣国中国の安定と発展は、この地域及び世界の平和と安定に密接なかわりを有しております。我が国といたしまして、中国の近代化努力に対してできる限りの協力を行おうというのが基本的な立場でございます。

先生ただいまお尋ねの第三次円借款につきまし

ては、本年一月、中国の國務委員鄧家華が訪日いたしました機会に両国間で意見の一致を見ましたとおり、現在、九〇年度の新規案件に關しする予備的な準備行為として事前調査を鋭意進めるところでございます。最終的なコミットメントにつきましては、今後の諸状況をさまざまな角度から総合的に勘案しつつ主体的に決定していくこととなります。我が国といたしましては、日中双方の努力によりまして日中関係改善のプロセスに弾みがつき、第三次円借款を実施するための環境を整えてくることを期待しております。

○志賀(一)委員 このことと関連しながら、私はODAのアジアにおける援助のあり方についてお聞きをしたいと思ひます。

前の当委員会におきまして、ミャンマーの国情について、また経済援助の内容等についてお聞きをいたしました。そして、おととい総選挙が実施され、即日開票が今進んでいるさなかにと思ひますが、私どもの質問に対する答弁で、祝福されたような選挙であつてほしいし、そのように政府に対して申し入れを内々したいと思ひます。こういう答弁をされたわけでありまして、その選挙の状況はどういう状況であつたのか等についてお聞きをしたいと思ひます。

○川島政府委員 お答えいたします。

即日開票で今開票が進んでおるところでございますけれども、野党側の国民民主連盟というのが少なくとも都市部の即日開票を見る限り大変な優勢に立つておるという状況でございます。それで、この選挙、何分にも三十年ぶりの選挙というものでございますから関心を集めていたわけですが、これも、ここの一週間ぐらいはそういう国際社会の関心の高まりをミャンマー側も意識して、いろいろな海外からのジャーナリストを自由に国内に入れて選挙の取材を自由に許すという状況でございます。印象論でしかないのですけれども、選挙の実施自体は自由かつ公正な形であつたと見る向きが多いようにございます。

○志賀(二)委員 国の方ですべての政治指導者の方々が参加できるような祝福された選挙であつてほしい、そういう内容の連絡を伝えてあるというふうな答弁でありましたが、そういうこともないままの選挙であつたということを考えますと、まさに異常な選挙と言わざるを得ないと思ひます。まあ選挙の結果はどうであるかはわかりませんが、野党がとりましてもしばらくは軍事政権が続く、どういふ状態になるかわからぬということのようでありまして、当分ODAの援助等については見合せていってほしい、そういうことをお願い申し上げまして、いろいろまた御質問申し上げます。点もあつたわけでありまして、時間が参りましたからこれで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○岸田委員長 続いて、上原康助君。

○上原委員 最初に、ちよつと質問に入る前に委員長に注文がある。質問のリズムが狂つてもいいのですが、実は私も内閣委員会随分長いけれども、食事時間も置かずに委員会運営をするというのはいささかどうかと思ひます。これは委員長、お顔を見るととほほしい顔をしていらつしやるが、ちよつと理事会だけでそういう運営をやるというのはいささかどうかと思ひます。関係者の皆さんのこれは人権問題ですよ、正直申し上げて、もう少し質問をする側の時間帯、いろいろ流

れというものも御判断をいただいて、ぜひ是正をしていただきたい。きょうまで三日続きですからね。もしこういう運営をするなら、私たちは、次回から社会党は食事時間のことについては協力しかなる。この点を薦と御判断をお願いしたいということをお願いいたします。

○岸田委員長 委員長から念のために申し上げます。おきまして、あの際、理事会におきまして十分協議をして時間の調整を図つた結果、異例のこととしてあつたふうな形をとらしていただいたわけでございます。今後またよく理事会で御相談をしながら運営を進めてまいりたいと思つております。よろしく御願いいたします。

○上原委員 それはわからぬわけでもありません。例外的には認めるのですが、二日も三日もこういうやり方というのはこれは例外と思ひます。なので、委員長がそうおっしゃるから、あえて要望と注文をつけておきたいと思ひます。

そこで、まず法案についてお尋ねをさせていただきます。

今回提出をされました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案ですが、これも議論をするといろいろ問題がございます。私たちもそんなに十分勉強したわけではございませんが、なかなか納得しかなる面も多いわけですね。しかし反面、この自衛官の若年定年退職者の年金給付の問題については、ここ数年、かなり大蔵委員会あるいは本内閣委員会、時には社会労働委員会等で議論をされてきた経緯があることもわかります。そういう総合判断の上で私たちも本法案に対する態度を決定をする運びになつたわけですが、そこでまず防衛庁の職員の給与等に関するところ、従来の防衛庁職員給与法にわざわざ等をつけたその意味は何ですか。この点からもう少し明確にしておいていただきたいと思ひます。

○島山(審)政府委員 御承知のとおり、現在までの防衛庁職員給与法という中で規定されておりましたのは、防衛庁の職員の給与、それから退職手当あるいは共済年金、退職年金、それから公務災

青補償といったようなことについて規定がされてきたわけでもございまして、給与という名で代表できる範疇についてこれで規定をしておいたわけでもございまして。しかし、今回この特別給付金というものを新たに入れることによりまして、給与という範疇、今までないような状況での代表をさせるには若干無理があるということから「等」を入れておいていただいたということでございます。

なお、これはこの防衛庁職員給与法の改正のこういう最初の機会でもございしますので、そういうことで入れさせていただいたわけでもございまして、一般職給与法につきましても、同様に、休日等を入れたときに一般職給与法という名称を休日等を入れたことに伴いまして一般職の職員の給与等に関する法律というふうに改正した経緯もございまして。

○上原委員 それはまあ私もある程度わかりながらという失礼ですが、お尋ねをされているわけですが、これとの関連でもう一点確かめておきたいことは、これはまあ給与法というにはかなり無理のある制度です。年金でもない、給与でもない、若年定年に対する一回に分けての一括支給ということですから、ある意味では性格的にいうとむしろ退職臨時一時金みたいなものだ。なぜそうなるかという是非は別です。だから、そういう解釈をする意味で「等」をつけたと思うのです。

もう一点ぜひ明らかにしておいていただきたいことは、こういう自衛官の性格上といいますが、集団的に一時期に大量、多数の若年定年者が出る、これは他の公務員の場合と違う立場に置かれている、だからこういう制度が必要になったというところだと思ふのですが、まあ我々から見ると必要やむを得ざる措置だと判断をしております。

そこで、こういう特例措置を今回制度として導入したからといって、自衛官は特殊な勤務条件なんだから、特殊な集団だからということでは次々と特例措置を設けるということではよもや防衛庁もお考えになっておられないと思う。そう理解をしたいし、また政府全体としても、公務員制度という範

囲からするとそう特例特例でいけるはずもないと私は理解をしております。その点は重要な点でありますので、ひとつ最高責任者の防衛庁長官から明確にさせていただきたいと存じます。

○山本(善)政府委員 自衛官の処遇の問題に關しまして、先生もよく御承知のとおり、ただいまの御提案申し上げております制度は、一般公務員の定年が一般的に六十歳であるのに対して、唯一の例外として自衛官がこれより若い五十三歳を大宗とする若年定年であることから来る不利益を補うということでもございまして、例外的な措置としてお願いを申し上げているわけでもございまして、そのほか処遇に關しては一般的に一般職の国家公務員の給与に準じてこれまでも措置してまいりましたし、今後ともそういう形で進められるものと私自身も思っております。

○上原委員 よくあるでしょう、例外を設けたんだから、前例があるんだから、次また何かが出たらこれも例外としてやりましょうや、そういうふうになり拡大することはありませんね。そのことはしつかり防衛庁も押さえた上でこの特例措置というものを出してあります。そういう理解でいいですかというのを私は聞いていたわけなんです。

○石川國務大臣 そういう理解でよろしいと思っております。

○上原委員 ここはあえて何々と私も特定しませんが、回りの早い人はよくわかると思ひますから、その点は大事なポイントだと私たちは考えておりますので、今の大臣の御答弁をしつかり受けとめておきたいと思ひます。

そこで、余りこのことにたくさん時間を費やすわけにはいきません、きょうは久しぶりでですから、防衛論争も少し石川長官とやってみたいと思ひついでいるのでそう深入りはしませんが、同時に問題点として指摘をしておきたいことは、確かに若年定年制の問題をどうするかということで防衛庁がこの数年頭をいろいろひねったというところまでですが、使ったことには私もわからぬわけではないです。この法案を出した前提としては、たし

か内閣調査室でおつくりになった資料にもありませんように、研究会というのが、提言を出されているわけですね。これを受けて法制化したという運びになっているようですが、この中身全体について私たちが是認をするという立場はとっていないということもぜひ含んでいただきたいと思います。

これはどう考えても、何とか自衛官の若年定年者の年金問題を解決したいという防衛庁が、苦肉の策として、大蔵のOBを使つてというか集めてお手盛り答申をさせたような感なきにしもあらずでありますので、今後、さつき申し上げたようにこういう手法をどんどんとられるとこれは困る、その点も指摘をしておきたいと思ひます。この中にもなるほどという箇所もあったから、我々も生活権というかそういう立場から今回理解をしたいと思いますという立場になりましたが、こういうやり方というのは余りフェアでないという点も指摘をしておきたいと思ひます。

そこでもう一点は、これは後ほどの防衛問題と関連するのですが、なぜ自衛官の年金問題が非常に窮屈になったかという点、やはり一割問題と無関係ではなかったということ、定年者というか退職者を昭和五十六、七七年あるいは六十年前後まで相当先延ばししてきたはずなんだ、一割の枠におさめるということ。これは後で具体的に指摘をしてみたいと思ひます。

抑えて後方支援体制を充実していく、あるいは自衛官の処遇についてもっと手厚くしていくということ、歴代の総理も歴代の防衛長官もみんな言ってきた。だが、やっていることはさほどやってきていない。我々はそれをどんだんやれという立場はもともとありませんが、大変遺憾に思ふことは、もう少し公務員としてはほかの公務員と同等に処遇していかねばいけません。常識的に判断される分野についても相当今日まで手ばかりがある。それはどういふ言われ方をしているかというところ、みんな社会党なり野党が防衛費に反対しているからそういう処遇ができないということを、悪く言えば宣伝をしている。私はこの耳で直接いろ

いろなことを実際に聞いた。こういうのは過去のことは過去のこととして、お互い政治をしておりますからいろいろな論争はありますからある程度理解はしますが、我々はそう理解しませんが、だから、先送りをしたがゆえに今日大変一時に退職者が出る、したがって、短く納めて高く保険料は払って多くの人が早くとるから、これは財源にいろいろ支障を来すのは当たり前です。国鉄の前例もあるし、たばこの前例だってある。だが、その責めをすべて社会党なり野党に負わすというのは、フェアでもないし、ちょっとおかしいですよ。その点も指摘をしておく。これは答えがあれは答えになってもいいです。

そこで、いろいろ今申し上げたようなこともありますが、確認をしておきたいことが何項目かありますのでお尋ねをいたしますが、今指摘をした点を含めてお答え願いたいと思ひます。

今度の制度導入によつて、自衛官の職務内容から定年延長が可能な職種等についてはさらに延長の努力を行う御方針があるのかどうか、その点をまず明らかにしておいていただきたいと思います。

○山本(善)政府委員 自衛官の定年年齢は、その職務の特殊性から階級ごとに定めておられて、一般に若年定年となっているところでござい

ます。

今般、自衛官若年定年退職者給付金制度の検討を契機といたしまして現在の定年年齢につきまして検討した結果、全階級の一律延長は適当ではないと判断いたしました。知的能力をより要求される将、補及及び比較的体力を要求されない職務の六十歳への定年延長、それから装備の近代化等を踏まえた曹の一律五十三歳という定年延長を決定いたしました。人材の有効活用等を図ることとしたものでございます。

そのほかの職務につきましても引き続き慎重な検討を行ひまして、可能なものがあれば必要な施策を講じた上で今後逐次実施していききたいと思ひております。

○上原委員 これは慎重に検討なさるということですが、定年制の延長問題あるいは六十歳年金の一元化問題、場合によってはさらに支給年限が、もちろん私たちはそのことについては賛成をいたしません、延びる可能性もある、政府の方針として案を持っている。そういう面からすると、今の点は五十三歳で固定化するのはいかと思うので、そういう点も含めてお考えになる必要があると思います。

それと、我が国の自衛官の五十三歳の定年制は諸外国の軍隊というか軍人と比較してどういう関係、関連になっているのか、その点も明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○島山(審)政府委員 各国軍人の定年は必ずしも明らかではないが、自衛官の大部分は一尉から曹長までの階級で五十三歳で定年を迎え退職していくことからして、これらの階級につきまして防衛庁として承知している限りで申し上げますと、ソ連、カナダ及び韓国におきましては現行の自衛官の定年よりも低くなっております。フランスでも一般に自衛官よりも低くなっております。それから、西ドイツとの比較ではほぼ同等という状況でございます。また、米國及び英國では現行の自衛官の定年年齢よりも高くなっておりますが、これらの国々につきましては在官年数等による制限もありまして一般的には四十歳代で退職するものと承知しております。総じて申し上げますと、自衛官の定年年齢は諸外国に比べて特に低い水準とはなっていないと理解しております。

○上原委員 国際比較が必ずしも妥当かどうかという疑問ももちろんありますが、やはり一応各国の動向がどうかということも念頭に入れる必要があると思ひます。同時に、この種の年金あるいは処遇等の問題についてももう少し資料等を具体的にこの種の法案を出す場合は提示をしてもいい、これも要望しておきたいと思ひます。

さらに、今回の改正によって自衛官の年金支給開始年齢をおくらせるわけですが、その場合に、

自衛官の保険料負担は一体将来どういう傾向になるのか。この点が一点。

もう一点は、自衛官の五十三歳という若年定年制を前提とすれば、これまでその掛金率が高額に過ぎないことだったのですが、過大になるのを防ぐことができるのか。国家公務員共済年金制度の一員として財政単位を一元化することが迫られていると聞いておりますが、その関連においてはどうなるのか。この二点についてお答えをいただきたいと存じます。

○島山(審)政府委員 自衛官の保険料率の算定単位は一般組合員とは別に定められております。これは、自衛官については若年定年制がとられておりましてその退職年齢が一般公務員と異なること等が考慮されたものであります。今回、自衛官について若年定年退職者給付金制度を廃止することによりまして、自衛官の共済年金の支給開始年齢は平成七年には一般組合員と同様六十歳となるわけでありまして、したがって、支給開始年齢が同じになることを考慮しますと、自衛官の掛金率についても近い将来見直されることになるものと考えております。

御質問の第二点であります。今回、定年等で退職する自衛官には若年定年対策として自衛官若年定年給付金制度が設けられることに伴いまして、定年等で退職する自衛官について定められておりました支給開始年齢の特例は、ただいまも申し上げましたとおり、経過措置を設けて廃止することとしたしております。これにより、自衛官の共済年金は支給面については一般公務員と同様の制度となるわけでありまして。

一方、自衛官については若年定年制をとっているため掛金を納める期間が短いという点は依然として残るわけでありまして、年金額は組合員期間に応じて支給額が決定されることとなっておりますので、自衛官の掛金率及び財政単位についても国家公務員等共済組合制度の中で近い将来見直されるものと考えております。この点についても関係機関と調整を行ってまいりたいと考えております。

ます。

○上原委員 そこで、今防衛庁の方から御答弁があったことと関連をさせて大蔵省にもお尋ねをしておきますが、自衛官の共済制度に対して国家公務員共済制度としての支援という手だてができないとする理由はどこにあるのですか。

○乾説明員 自衛隊の精強性維持のためにとられております自衛官の若年定年制は、議員御案内のように年金問題に關係してまいらない、いわば国の人事管理上の問題でございます。したがって、国家公務員共済組合制度を初めとする公的年金制度の中で調整を行うことには基本的になじまない問題でございますので、そのような観点からの支援を行うことは困難である、かように考えているわけでございます。

○上原委員 どうも人事政策上のと言われるとちょっとひかひかもあるし、我々は精強性を著しく向上させるためにこれが必要とは思ひますが、その一方で、そういう側面だけではないと思うので、考え方はわかりましたが、その点ちょっと問題点として指摘をしておきたいと思ひます。

大蔵省にあと二点あります。これは仮定ですが、仮に政府の考えておられるとおり将来一般公務員が六十五歳支給開始となる場合に、自衛官の取り扱いはどうするおつもりなのかというのの一つです。

もう一点は、公務員共済年金制度における特定の職種の早期受給制度を維持しない限り、厚生年金における坑内員あるいは船員に対する五十五歳支給開始の特例措置とのバランスが保持できない、したがって年金制度一元化ということに支障を来すというのか、反することになりはしないか、こういう見方もあるわけですが、この点についてはどうお考えなのか明らかにしておいていただきたいと存じます。後半の部分は厚生省に。

○乾説明員 御質問は二つございましたが、まず一般公務員の支給開始年齢六十五歳の御質問に關してお答え申し上げたいと思ひます。

国家公務員等の共済年金の支給開始年齢の問題に關しましては今後検討を進めることとしたしておりますけれども、自衛官につきましても、公務員の支給開始年齢に關する検討の一環として検討を行われていくものと考えております。

○阿部説明員 厚生年金の中で船員保険については支給開始年齢を他の一般の方々と違つた取り扱いにしているというところは、確かに先生御指摘のとおりでございます。これは船員保険制度が従来独立した制度でございまして、昭和六十年に厚生年金に統合した際のいわば過去の経緯等もございまして現在そういった扱いになっているわけでございます。ただ、そうだからといって、公的年金全体の一元化ということを考えた場合に、それをそのままの形で残すべきかどうかというのは全く別の問題ではなからうかと考えております。

公的年金の一元化というのは政府全体の一つの方針になっておりまして、あくまでも加入者の給付面、負担面を公平な内容にしていけるのが一つの眼目でございまして、そうした場合にそれぞれの制度でどういった中身にしているのか一番公平なのかという観点から改めて検討されなければならぬ一つのテーマではないかと考えておるところでございます。

○上原委員 今厚生省の方も既に御答弁になった感もしますが、厚生省にもう一遍。

今度、自衛官の場合、公務員共済制度におけるいわゆる特定職種の早期受給特別措置というものが廃止になるわけです。被用者年金制度の一元化を推進する責任当局という立場から見ると、この一元化に支障を来すことにならぬのかどうか。これは形式的論的といえそうかもしれませんが、そこいらはどうお考えですか。

○阿部説明員 お答えします。公的年金制度の一元化というのは、先ほど申し上げましたように将来の大きな一つの課題になっているわけですが、これはあくまでも公的年金制度全体を通じた給付面、負担面を公平な中身にす

るといふのが主眼でございまして、そうした観点
を認識しながら今回の制度の改正を拝見いたしま
すと、これはあくまでも自衛官という早期定年を
余儀なくされる方に対して年金制度とは別な
観点から特別の制度が設けられるということでご
ざいまして、それに伴いまして年金制度の方で
手直しをするということでございますので、公的
年金制度という面から見ますと、一元化という観
点も含めて特段の支障はございませぬし、どつち
かといえますとそういった方向にむしろ沿ったも
のではないかとこのように認識されるのではない
かと考えておるところでございます。

○乾説明員 今厚生省の方から答弁がございま
したように、私どもも同様に考えているわけでござ
いまして、共済年金制度の立場だけから申しまし
ても、現在一般の公務員と自衛官とは支給開始
年齢が違っている、それが今回この特別給付金制
度が設けられましたことに伴いまして、反射的に
この共済法上の自衛官の特例を廃止して一般公務
員にそろえていくということは、むしろ給付と負
担の一元化を図っていくという公的年金一元化の
方向に沿っているものではないかというふうに考
えているわけでございます。

○上原委員 それはそうしたいと思つて、皆さ
ん、防衛庁と調整してやっただろうからそう言わ
ざるを得ないと思う。そこで議論しようとは思ひ
ませぬけれども、さつき指摘をした厚生年金にお
ける坑内員あるいは船員の支給開始年齢のそうい
う面からしても、やはりそういう立場にある人が
問題視する面もあるということと同時に、これは
防衛庁にも、私が最初に言った、特別扱いはこの
件はやむを得ないかもしらぬがほかの面で拡大し
たら困るよというものは、今度のことにしても、
やはり民間部門から見ますと、大臣、これは相当
手厚い優遇じゃないかという見方があると思ひま
すよ。例えばバスの運転手さんであるとか、定年
制はあっても体力的にそこまです、定年まで働け
ない、若年定年というのがある企業においてあるわけ
ですね。そういう企業においてはやはり年金とい

うのは減額支給なんです。そういった国民、サラ
リーマンもいるということをも十分念頭に置いてい
ただきたいと思ひます。若干勉強不足の面もあり
ますのでそれはほど解明されたとは思ひませぬが、
今指摘をしたことについては防衛庁、大蔵省それ
から厚生省、特に年金担当省として十分な御配
慮、御検討できる面はやっていただきたいことを
改めて要望しておきたいと思ひます。

そこで、私はもう一点聞いておきたいわけですが、この自衛官の公務災害補償について、実はあ
る新聞にたまたま大きく載っておりますのが私の
目にとまった。大変不幸なことですが、去る二月
十七日の未明、宮古島近海で、いわゆる救急患者
を輸送するために派遣された陸上自衛隊の第一〇
一飛行隊の連絡機LR1というものが突如行方不明
になって、結果として海中に墜落したという不幸
な事故が沖縄県であった。このことをお尋ねする
わけですが、三人の自衛官と同乗しておったお医
者さんもお亡くなりになった。これは亡くなった
本人はもとよりその遺族のことを思うと、こうい
った救急医療というか、あるいは災害派遣という
面では、とうとうと生命を犠牲にしたという面から
すると考えさせられる面があったわけですね。

そこで、後で説明を受けると、自衛官の場合も
ほかの公務員と同等の処遇がなされているという
間接的な説明があったわけですが、この報道によ
りますと、消防士さんであるとか警察官であるとか
という場合と非常な格差がある。その点は災害
派遣をされる自衛官にとつては非常に納得しがた
いという意見もあるやに聞いておるのですが、そ
の実態は一体どうなっているかということ、こ
ういうことについてはもう少し、別に他の公務員
より手厚くせよとまでは言ひませんが、同等の補
償というか、そういう面はやるべきじゃないの
か、これは国民的感情だと私は思うのです。この
点ひとつ御見解を聞いておきたいと思ひますし、
足りなければ、こういうことについてはやはり改
善措置をとるべきだと私たちも思ひますので、ひ
とつお答えをいただきたいと思います。

○山田(善)政府委員 貴重な御指摘を賜りました
が、ただいま御指摘の問題は、国家公務員の補償
の問題とは別に、いわゆる賞金つづき金として国
から見舞い金が出るものが出る、そのことを指してお
られるものと思ひます。これにつきましても、国
家公務員としての制度としては他の公務員と全く
同様でございます。ただ、新聞記事にございまし
た警察官あるいは消防士というものに比べて、そ
ちらの方が高いというものは、警察官、消防士は地
方公務員でございまして、国から同等の見舞い
金が出るものと同時に地方公共団体において
独自に設定しております同じような見舞い金的な
ものが同じ程度の額が出るということから、地方
公務員たる警察官、消防士については、結果とし
て国家公務員である自衛官よりかなり高いもの
になるというが実態でございます。

なお、それら共通の国家公務員に適用される賞
金つづき金の額については、ただいま申しましたと
おり国家公務員制度としては同等でございすけ
れども、その額につきましても、ときどきの情勢
を見ながらこれまでも数年に一回程度改定をして
きておりまして、今後とも実態をよく踏まえなが
らそこを検討させていただきたいと思ひます。

○上原委員 まあこの程度にしておきたいわけ
ですが、ただ、そうであれば、そういった地方公務
員の場合と国家公務員である自衛官の場合とで
いう補償のあり方において異なるということ
国民に説明をしてもらわぬと、そういうものも何
か大変誤解を与えている節があるんじゃないのか、
こう思ひます。たまたま地元県内でそういう大変
不幸な事故があったということ、ちょうどその
ころある新聞を読んでいますと大変な格差がつい
ているということが私の目にとまったものです
が、内容的にはいろいろあるようですが、そうい
う面、常識の線というか、だれが見てもこれは
不公平がある、不平等さがあるということにつ
いては是正措置を図ってやぶさかでないと思ひま
すので、その点指摘をしておきたいと思ひます。
そこで、大臣にこの給与法案のことでもう一度

御見解を聞いておきたいわけですが、
幾つかの問題点も指摘をしてお尋ねをしたわけ
です。きょうは金目の話は、予算の問題はあえて
触れませんが、今後相当の予算措置を伴う
ことになりますね。そうしますと、当然防衛費全
体の枠を押し上げる結果を招く要因にもなる。大
きいか小さいかの判断の基準はあるでしょうが、
五、六百億ということになりますとかなりのもの
になる。後ほど防衛問題でお尋ねするときに具
体的に指摘をしてみたいと思ひますが、やはり
今後の我が国の防衛政策という面において、歴代
の防衛庁長官なり内閣が言ってきたように後方支
援、人的面の処遇についてある程度やっていくと
いうのであるならば、正面装備であるとか、不
要な、不要不急の既定概念、方針に基づいたあり
方というのは、ここで防衛庁としても十分に再吟
味、検討する段階にあると私は思うのですね、こ
ういうもので相当の予算が伴うのであれば、
今まで、その努力、誠意が我々から見ると見ら
れないのです。我々もできるだけそういう防衛問
題というものの国民合意を形成していくように、
あるいはこういう公式の国会の場においても、既
存概念だけでなくしてかみ合う議論というものを
もつと前向きにやってみたい。それがあつては
自衛官の不満というかそういうものをなくしてい
くし、あるいは社会党なり野党に対する理解とい
うものもできる分野も出てくるかもしれない。ま
た国の安全保障全体から考えてもそういう方向が
望ましいのではないかとこのように思ひます。で
きるだけ努力をしているつもりなんです。

しかし、我々がそういう努力をしようと思ひ
て見ても、防衛庁の方がもう何を言うかとい
うような姿勢ではいけないと私は思うのです。も
う少し新たな視点に立つて、新たな現状分析とい
うか、今日の国民のいろいろな声というものを耳
を傾けた上での政策転換があつてしかるべきだと
思ひます。

ですから、こういうことをおやりになるのも結
構なんですが、同時に、一方の防衛費全体の枠とい

うか総予算の面においてどれだけ本当に節約できるかという点についても十分に考えるべき段階だと思ふのである。まず、私は、この給与法案の第一段階の締めくくりとして長官の率直な御見解を聞いておきたいと思うのです。

○石川国務大臣 率直な私の考えを申し上げます。

まず、今回提案しております若年退職者の特別給付制度、これがもしお認めをいただければ非常に画期的な一つの処遇改善の政策だ、私はこのように評価しているわけでありす。この点について、きょうは特に上原委員から大分理解ある発言をされましたことは、私は大変うれしく思うわけでありまして、そういう皆さんの大きな御理解があった、やはりこういうことが今後あるならば、先ほど冒頭で言われたように、何かこういうことをやりたいと思つてできないと社会党や共産党のせいばかりにするというけれども、そういうことが自然解消するのじゃなからうかな、私はこういうふうに思ひます。

それから新しい次期防についての考え方につきましては、もう予算委員会などでも申し上げましたとおり三点ばかり挙げております。一つには正面の量的な拡大よりも質的な面、それから二点目にはそういう正面装備の効率的な面からむしろ通信とかそういう点に重点を置きたいとか、あるいは三点目には今申し上げました後方の自衛隊の隊員の処遇等につきまして重点的に配慮していきたい、この三点を申し上げましたが、まさにそのようなことの一環であります。

問題は、口はそういうふうにも言つても実行が伴うかということですが、私は実行に全力を尽くしていきたい、このように思ひますので、これからのいろいろと御指導やら御鞭撻を賜りたい、こんなふうに思ひます。

いずれにしても、防衛力全体がもし不変だとすれば、そちらがふえればどこかが減るわけでごさいますから、財源的には当然より一層の合理化節減、そういうものを求められるわけでありま

す。それを実現するという限りはそういうこともさらに求められていくわけでありすから、その点にも一層努力して、不変であるならばそういうことに当然なるわけでありすから、さらに一層の合理化に努力をしていきたい、かように思ひます。

○上原委員 何か抽象論でよくわかつたようであらぬようなお話だが、後でまた聞きますが、我々も別に甘い期待をしてはいるわけじゃないのです。また、今度のこの給与法案を前向きにとらえたからといって、自衛隊そのもののこれまででできたものはしょうがないという追認という立場もどれませんが、党は党の考え方であつていくわけですが、しかし、いづれにしても、もう少し実りある方向に防衛問題、安保問題というものを前進させねばいかぬという気持ちはないか、そういう時期にあるという点だけは間違いないと思ひます。同時に、野党がどうか、社会党がと言つた方がいかにもしませんが、できるだけ理解ある態度で対処していこうとしても、与党が数の論理で、おまえらが反対しようが賛成しようが何でも通るんだ、こういう態度であるならば、それは、あなた方が言うように意図はいつでも変更できすから、能力はともかくとして、ある意味では、私たちは、政府が今後次期防に対処する姿勢がどうなるのか、今の国際情勢、これは後ほど議論しますが、国際情勢の見方なり、これだけ世の中が大変な、激動しているのに、アジアだけは別だ、日本は別だ、ソ連は怖いや、オオカミ少年のような態度しかとらないとならばこれはまた話は別でありまして、そういう点も相互理解が深まれば結構じゃないか、前進するのじゃないかと思ひますので、申し上げておきたいと思ひます。

そこで次に、防衛論争から入ると聞きたいことが聞けなくなつても困りますから、基地の問題についてお尋ねいたします。

既に予算の分科会その他、あるいは沖特でしたか、ちよつとお尋ねしたのですが、あらためてき

ようは外務省、防衛庁、施設庁、もちろん石川長官にも御見解を聞きたいのです。今までのように検討しておりますということではもうきょうは納得しませんが、そうなる、もうすつと私はここに座つていますよ。

そこで、去る四月十九日、御承知のようにチェイニー国防長官は米議会に「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」という報告書を提出いたしました。これはもう周知のとおりです。この報告書では、これは指摘するまでもないと思うのですが、特に沖縄の基地をめぐる具体的な記述が見られます。例えば「地上軍と一部の支援航空部隊は特に沖縄で削減する。」という表現がある。

「沖縄での可能な削減を含め、五、六千人の人員を削減する。」余剰施設、特に沖縄にある施設を定められた手続きに従つて日本政府に返還する。こういうことが特定、具体化されているわけですね。その場合、地上軍とは、御承知のように陸軍はわずかなので、当然海兵隊を意味するものと思ひますが、これはどうなのか。あるいは支援航空部隊とは何を指すのか。空軍なのかマリーンなのか、こういう具体的な点についてまだ説明されていないのです。同時に、あのときは外務省も施設庁もまだ報告が発表された段階なのでよくわからなかつたこと、米側と密接な連携をとりながら内容を明らかにしていくこととしたが、もう相当の日時が経過しておりますがどうなっているのかという点。五、六千人の人員の削減対象というものは海兵隊が中心なのか、あるいは空軍など他の軍も含まれているのか、こういうことについてはまだ一向に具体的に明らかにされてないのです。しかも、これは両三年以内にやる、九二年までにそれを達成していくというところになればその時間的ゆとりもないわけですよ、そのしわ寄せを受ける側としては、改めてどうなっているのか、ぜひ明確にしたいと存じます。

○委員長退席、植竹委員長代理着席

○時野谷説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように陸上及び支援航空戦力の削減、特に沖縄における削減を予定しているという趣旨の記述が先ただいま言及されました報告書にございます。その具体的内容いかんというお尋ねでございますが、私ども、現在のところどの部隊においてどういう種類と人が何人くらゐ削減されるという具体的な内容を把握するに至っておりません。先生御承知のとおり、報告書にございますように、今回の報告書は枠組みと申しますか調整の枠組みを示した、こういうことでございす。その具体的な内容は今後さらに検討されるもの、こういうことが報告書にも書いてある次第でございます。目下米側においてそういう具体的な内容を検討中であるというふうに私どもも理解をいたしております。したがうして、先生のただいまのお尋ねに具体的ににお答えできない次第でございますけれども、沖縄についての先生の御言及の中で、地上とはマリーンなのかという御発言があつたと思ひます。いづれにしても本件は今後検討されるものと思ひますが、沖縄にありす海兵隊もこのような検討の対象になつてはいるものというふうに私も考えております。

○上原委員 いままでそんな同じことを言つていらつしやる。この間分科会で私がお尋ねしたときは、北米局長は、早急に米側と密接な連携をとつて内容を明らかにするということだった、これは会議録を引用しないまでも、具体的にそういうことについて問い合わせはしていないわけですか。地上軍と一部の支援航空部隊というのは、米側は海軍支援航空団、いわゆるP3C部隊を中心としたものだということを言っているわけですね。これは事実なの。米側から特定してそういう案、計画が出てくるのに、それに対して外務省も防衛庁もいまだに全く知らぬというのはいささか、どういふわけ。そういうのはおかしいじゃないですか。だから、私はどうしても理解しにくいのですよ。

もう一つ聞きますが、アメリカ独自の施設計画、建設計画があつたものも取りやめたという報

道もなされているわけでしょう。普天間航空隊のもの、瑞慶覧、三カ所。これはどこどこなの。予算は幾らだったの。米側から言っている。米国会、米国防内では、国防総省内では、明らかに在日米軍基地の縮小、米軍撤退について着々と進んでいる計画が進められているのに、肝心かなめの提供している我が国がまだにそれを知らぬというのはいくらどういふことなの。こんな調子だから納得しがたいのだ。もう少ししつこく答えてください。

○時野谷説明員 私ども、米軍が検討しておりますこと、あるいは今後米軍がこの地域で維持していきます規模なりそういうものについて無関心でいるというふうなことでは全くございません。多大の関心を持っておりまして、私どもは米側に対しては同盟国との協議、連絡、こういうものをぜひきちんとしてほしいという希望も申している次第でございますし、また、そういうことも踏まえまして、米側はチェイニー国防長官米日の折に、検討中の段階でございましたけれども、彼らの検討している事柄の輪郭を私どもに説明をした、こういうふうな経緯もあるわけでございます。米側は、私どもが米側の現在検討中の事柄について多大の関心を持っていて、これは十分承知をいたしておる次第でございます。したがって、検討の進捗に際しましては米側より私どもに当然連絡なり説明なりそういうものがあるというふうに考えております。

具体的に先生たいま御指摘のP3Cというところがございますが、これは先般米議会でも明らかにされた資料のことを先生御指摘だと思えます。この点私どもも調べましたが、現在そういうことで何か結論を得たというふうなことの資料ではない、検討材料としての資料であった、こういうことだというふうに承知をいたしております。また、米軍施設工事の見直し、これにつきましてチェイニー国防長官が記者会見で述べたことについて言及がございました。確かにそのようなこ

とを記者会見におきましてチェイニー長官は明らかにした次第でございますが、その際、チェイニー長官からは、これらの案件というものは単に候補であって、まだ最終決定を行ったわけでもないということもあわせて述べられている次第でございます。

繰り返しになりますが、私ども先生が御指摘になりましたような事柄に無関心でいるというふうなことでは全くございませんで、今後とも関心を持って状況をフォローさせていただきたいというふうに考えます。

〔植竹委員長代理退席、委員長着席〕

○上原委員 納得できない、そういう答弁は。無関心であってほしくないかぬですよ、無関心であっていいはずがないじゃないですか。

私は何もここで自分勝手なことを言っているわけではないのですよ。四月二十六日の予算分科会で私が聞いたら、重要なことなので早急にアメリカに連絡をとって密接な連携でこれを確かめる、内容を明らかにすると言ったのはあなたの方の局長なんだよ。相手がこうなりましたと来るまであなた方は待っているの。そんな外交ってあるかいな。これにはちゃんと書いてあるんですよ。東アジア戦略の米国防総省報告には、「沖縄での可能な削減を含め五十六千人の人員を削減する」全部そういう計画が出てくるんじゃないですか、あなた。海軍は全世界で三十四カ所、その中に沖縄が入っている。陸軍も二十五万人削減をする。六十五万ですか、七十五万か。海兵隊も削減をするというふうに、全部書いてあるじゃないですか。じゃ、今までこういうことについて外務省は米側とどういふようなルートで、何回問い合わせたりいろいろ協議したのか。わかってるがここで言えないのですか、それとも全然やってないのですか、どっちなのか。

○時野谷説明員 米軍の再編の問題につきまして私ども、四月に議会で報告書が出されましたが、それ以前の段階から非公式にアメリカ側の説明を受けるという過程はございました。外交上の

やりとりでございますので詳細に立ち入ることはお許しいただきたいと思いますが、検討の過程を通じて、大体アメリカ側としてどういうことを考えてきているかということにつきまして私ども説明を受けてきたわけでございます。それから、御承知のとおり、チェイニー国防長官が日本に参りましたときにも、その段階における米側の検討の状況を私どもに説明をした、こういうことでございます。したがって、きちんとした形で米側より説明がございましたし、私どももこの問題についての情報の収集ということを怠りなく行ってきたつもりでございます。今後米側が具体的に検討を進めていく、こういうことでございまして、私どもも米側とのやりとりの中でどういう検討段階にあるのか、あるいはどういう結論になりそうなのか、そういうことを状況に応じて情報入手に努めていきたいというふうに考えております。

○上原委員 どうしても納得できないですね、こういう答弁は。そうしますと、皆さんは米国防総省報告というものは信憑性がないと見ているの。これには具体的にタイムラグも書いてあるんですよ、第一段階、第二段階、第三段階というふうな。そういう方向に米側の計画は進んでいくと私たちは思う。こういう削減計画が進んでいく場合しわ寄せを受けるのは外務省じゃないんです、沖縄県民なんです。日本国民なんです。それを何かよそごとみたいに答弁されて困る。どうなんですか、これは信憑性ないの。こういう方向で在日米軍基地が縮小されると思わないのか、思うのか、どっちなのか。

○時野谷説明員 議会に対する報告におきまして、今後十年ぐらいをにらみまして、米側が三段階に分けてこの地域における米軍のあり方というものを見直し、再編を行っていくということが書いてございまして、私どもはそれが米政府の方針である、こういうふうに理解をいたしておる次第でございます。私が先ほど申し上げておりますのは、そう

いう大きな枠組みの中で、どういう部隊からどういうふうな形で再編を行っていくのかという具体的中身ににつきましては、アメリカ側も今後検討していくんだということを申している次第でございます。そういう状況でございますので、目下具体的な内容につきましては私どもまだ情報を持っておらない、こういうことをお答え申し上げてきている次第でございます。

○上原委員 それはおかしいんじゃないですか、あなた。日米のパートナーシップとか、同盟国であるとか、ソーカーでとか、皆さん何かにつけて言う割にはこういう知りたい問題については全然わからぬとは何事だ、これは。冗談じゃないです。さっき僕が聞いてちょっと半分お答えしたのだが、アメリカは独自の施設を建設しようとしたものも中止した、それも何かそうでないような言い分をしておったが、具体的にそれはどうなのか。普天間基地内、瑞慶覧、施設三カ所、これはどこどこなのか。予算は幾らだったのか。わかるのかわからぬのか。

○時野谷説明員 先ほどの軍事建設の件でございますが、五月一日の記者会見におきましてチェイニー国防長官が述べたことは、国防費削減の一環として沖縄キャンプ瑞慶覧それから普天間飛行場の施設を含む米国内外二百七件の米軍施設工事計画を撤回する可能性について検討をしておる、こういうことを述べた次第でございますが、その際、チェイニー長官は、これらの二百七件は単に候補であって、まだいかなる最終決定も行ったわけではないということをお答えして述べております。

なお、一九九〇会計年度におきましてこの国防予算における日本関連の本件予算の額は一千六十五万ドルであるというふうに承知をいたしております。

○上原委員 この一千六十五万ドルのうち、対象になっている三件は幾らですか。

○時野谷説明員 三件につきましては、キャンプ瑞慶覧につきましては三百二十万ドル、それから

普天間の海兵航空基地、これは整備用格納庫の増設ということでございますが、百九十五万ドルでございます。それから、普天間の海兵航空基地につきましては五百五十万ドル、合計いたしまして一千六十五万ドルというふうに承知をいたしております。

○上原委員　こういうふうに一々聞かないとわからない。一千六十五万ドル、みんな沖縄基地じゃないですか。あなた、さっきは在日と言ったんです。本当に外務省というのはいくつとあるんだ。何のことはない、在日というのはいくつとあるんだ。全部沖縄の基地。僕もちょっと調べてあったから、きょうはどうしても……。

だから、こういうものをアメリカは削減をするのです。あなたは、それは決まったことじゃないと言います。それは皆さんだつて重大発表するときにそう言うでしょう。ごまかしたり、リンクをしたら、政府のやることはどこでも大体似ているんだ。アメリカも日本も。日本がもっとずるいかもしれない、ずるいという表現はよくないかな。ですから、防衛庁はもう答弁しないでもいいと思つて、いるかもしれないが、あなた方も同罪、同責任ですよ。長官、これは聞いておってくださいよ。

こういうバックグラウンドがある。なぜ私がこれにこだわるかというと、こういつた東アジア戦略の枠組みを発表した後から、在日米軍基地、特に沖縄基地においては、いろいろな面で相当の動きがあるのです。だから、それを一日も早く説明をしてその対策を立てなさいというのが我々主張なんだ。後で基地問題、返還の問題を聞きますけれども、しかも、今明らかになったように一千六十五万ドルの工事を米軍は考へておつた。だが、この発表後、これはもう必要ない。当たり前でしよう。これは縮小するのだから当然だ。こういうことまで具体的に米側はやってるのに、なぜ、これだけ具体的に五、六千名だ、海軍支援航空団だ、あるいは基地建設はこれだけのものをやめなさいと言っているのに、中身はどうかと言ふと今わからぬとはどういふわけですか。い

つになつたらわかるのですか。

○時野谷説明員　私も、アメリカ側からいつどの程度の具体的な内容のものがはつきりするかと、情報現在入手している次第ではございせんが、米側としても、この報告のものとになりました。議会を通過いたしました法律の中で、米政府はこの法律成立後一年以内に第二回目の報告をするようにというものが書いてあるというふうな記憶をいたしておりますので、そういうことも踏まえて検討を進めていくというふうに理解をいたしております。

○上原委員　一年以内に報告をするように書いてあるというその法律は何ですか。

○時野谷説明員　この法律は、先ほど来先生が取り上げられております対議会報告の基礎になりました米国防予算権法の中に、大統領は二回目の報告をこの法案の発効後一年以内に議会の関係委員会に対して行わねばならないということが書いてございまして、若干推測にわたりますが、米側はそういうことも頭に置いて検討を進めているのではなからうかというふうに考える次第でございます。

○上原委員　今言う授權法というのを外務省は持っているの。

○時野谷説明員　ただいまここにはございせんが、持っております。

○上原委員　それを後ほど資料として提出してください。いいですね。

○時野谷説明員　先生にお届けいたします。

○上原委員　おぼろげながらわかるような感じもしますが、これだけ動いている。できるだけ早目に明らかにして特定をするようにしていただきたいと思ひます。

余り時間を食つて、後の楽しみがなくなつてもいいかもしれませんので進めます。

そこで、この報告書とも関連があるわけですが、基地の整理縮小問題、これもこれまで何回かやりとりしてまいりましたが、余り明確になつておりません。既にもう日米間で在沖米軍基地の返

還については協議が行われておるといふことはしませんが言われてきたことですね。今までは施設部会というところだつたんだが、最近の政府の答弁を見ると合同委員会という表現に変わつてゐる。これは合同委員会に上がつてゐるのかどうかということ。アマコスト在日米大使が言うように、春の終わりに夏の初めというところ、今ごろ、少し過ぎているのじゃないかな。時期はまさに今ごろじゃないだろうかと思ふ。一説には、返還施設の公表は早ければ六月の一日あるいは四日ごろにも行われる可能性もあるのではないのかという非公式情報もありました。しかし、また海軍総理もえらいハッスルしておられるようで、六月二十三日の沖縄戦没者追悼慰霊祭にも行かれるということ、あるいは宣伝効果、パフォーマンスをねらつてその前後にやなかりかという見方もありますね。そこいらはどうか、まづそういうことは大臣が一番知っているかもしれない、お答えください。

○石川國務大臣　そういうことこそ案外知らないものでございまして、事実関係です。担当からまず御説明を申し上げたいと思ひます。

○松本(宗)政府委員　沖縄にございまして基地の整理統合の問題でございまして、これは従来から申しておりますように現在やっております作業は、最近の米国防省が報告いたしましたフレイムワーカーとは関係なく、過去の安保協議委員会あるいは西銘知事の訪米に際しての御要求、こういうものを踏まえまして検討しておるといふことでござい

ます。その進捗状況でございまして、これも再々申しておりますけれども、いろいろ問題がございましてなかなか予定どおり進んでおりませんが、さきの予算委員会でも答弁させていただきましたけれども、せめて早い時期に中間報告なりともさせていただきますというところで鋭意努力をさせておるといふことでござい

ます。○上原委員　どうも日本語は難しく、せめて早い時期というところ、せめていつですか。

○松本(宗)政府委員　時期を特定いたしかねます

のは大変申しわけございませんが、いろいろ交渉もございまして、私の気持ちとしては可及的速やかというところで御理解賜りたいと思ひます。

○上原委員　ますますわからなくなつた。可及的速やかというところが非常に急ぐのですよ。にっちもさっちもいかなる段階まで来ているということですか。心境はわかりますが、防衛施設庁長官、ここだけははっきりさせておいていただきたいと思ひます。何か新聞を読むと、あなたとやりとりするのめんどろ、二回くらいかなと思つたこと、男は守つてもらいたいんですよ、かっくもいんだから。飛び立つ鳥跡を濁さずだ。

六月中旬ないし私が二十日ごろと言つたら、それは特定はできないけれども、六月中には全体像が明らかにしなければ中間報告はやる、こういうことでしたら、これは外務省もそう言つた。これは間違いのないですね。それをまづ聞いてから、またばかされたら困る。

○松本(宗)政府委員　さきの予算委員会の分科会におきまして、私は確かに先生の御質問に對しまして、時期は特定いたしかねますが、中間報告ができるだけ早くできるように努力させていただきます。というのを御答弁申し上げました。個人的な気持ちといたしましては、ただいま先生が申されましたように六月というあたりをめぐりに置いて努力はさせたいと思つております。

今、男の約束とおっしゃいましたが、相手もあることでございまして、いろいろ作業の都合もございまして、この場で時期を特定することについては差し控えていただきたいと思います。

○上原委員　さっき言いましたように、その相手もむしろ言っているのですよ、春の終わりに夏の初めと。何か文学青年みたいなことをみんな言っているのです。

一方の外務省、そういう理解でいいですね。まさか外務省は邪魔はしてないと思ふのですが、どうなんですか。一体どっちが熱心に行つてい

の、防衛施設庁と外務省と。どっちが足を引っ張っているの。政府だから一体と言うかも知れぬけれども、どっちが本当に熱心で、六月発表しようとする足を引っ張っているのはどっちなの。

○松本(宗)政府委員　外務省と私どもの方は一体となつて米俵と調整いたしておるところでございます。今先生がおっしゃいましたように足を引っ張つておるとかなんとかというような状態ではございません。

○上原委員 それは足を引っ張っているなんて言えるはずないでしょう。どうなんですか、外務省は見通しはお持ちなんですか。六月中旬前後には少なくとも中間報告というのははっきりする、こういう理解でいいのかどうか、改めて外務省からも答弁しておいてください。

○時野谷説明員 私どもも、地元の方々の関心あるいは期待が非常に強いということも十分承知をいたしておりますので、できるだけ作業の促進を図るということで努力をいたしている次第でございますが、時期をただいま特定しろとおっしゃいますが、私にはできる状況にございませんで、できる限り早期に中間報告なりともできるようにいたしたいというふうに考えております。

○上原委員 少なくとも私だけでなくして沖縄県選出の他の先生方もみんなこの点では指摘をし、それだけに県民も今一番の関心事ですからね。せめて早い時期とか、可及的速やかにとか、六月前段中にはということは何回か言っておるわけですから、それをほごにすることはよもやないと思いますが、改めて強く要望しておきます。これは同時に単なる事務当局だけの課題じゃないですね。

大臣、ぜひ外務大臣にも督促をしてください。一日にまた外務委員会もあるからあそこでもできた念を押しますけれども、これは政治の問題、政治判断。防衛庁長官、弾薬をつくったり弾を撃ったりせぬで、もう少しちゃんとこういう問題もやったらどうですか。長官としても決意を明らかにしておいていただきたい。

○石川國務大臣　もちろんこれは政治的な大きな

課題でもありますから、決して傍観しているわけではございません。先生の質問にいつか答えたと思いますが、もちろんこれは私自身も大に関心を持って督促をしているわけでもあります。先ほど来、いろいろと役人の立場から苦しい答弁もございました。その点は、男ですから、先生も御信頼していただければいいのじゃないか、私はこんなふうに思っております。

○上原委員　大分答弁もうまくなつたですね、大臣も。

その中身に入りますが、大原施設部長、後ろにいらつしやるのだが、大山鳴動ネズミ一匹ぐらいじゃ困るのですよ。返すのはパイプラインぐらいだという変な話もあって、そうであるならこれはまた何か考えなければいかぬなとこっちも思っているのです。改めて確認をしておきたいわけですが、お答えがありましたように十四―十六回の日

米安保協で合意分、それが十八カ所、それから知事が二度にわたる訪米で七カ所、計二十五カ所、だが、那覇軍港と伊江島補助飛行場はこの二十五カ所の中で重複をしておりますので実質は二十三カ所ということになります。つまり、今リストに上がって皆さんが日米間で協議をしている、返還

をしてもらいたいという施設というか基地の特定されているのは二十三カ所ということになるわけですが、これは全部が対象になっているのか、返還の中身は一体どうなっているのか、それも含び明らかにしていただきたいと思うのです。

○松本(宗)政府委員 検討の対象にいたしておりますのは、安保協の十五回、十六回の十六施設と県知事が要請されました七施設、合わせて二

十三件、これが全部検討の対象となっております。この中には、当然ながら代替施設その他の必要なものもございますが、このすべてを現在一件ずつ検討している最中でございまして、この検討の状況について近々中間報告をさせていただきたいということを申し上げているわけでございます。

○上原委員　そうしますと、全部返されるか、あ

るいはその中には、いや、これはだめだったというものもあるいは出るかもしれませんが。少なくとも今申し上げた二十三方所については、日米間でどういう取り扱いになるというこの結論が出るもの、あるいは方向性が出るもの、あるいはまたペンディングになるものもあるかもしれない、そういう内容は具体的に今回は明らかにする、こう理解をしてよろしいですか。

○松本(宗)政府委員 一件ずつ検討しておると申し上げました。したがって、結果においてそ

のような方向が
お示しできる
ような形にな
るので
はないかとい
うぐあいに考
えております。

○上原委員　そうなりますと、これは非常に画期的な基地返還ということになる可能性もあり得ると見ていいと思うんですね。なればこそ余計に中身を明らかにすることは急ぐべきであり必要だ、こう思います。

加えて、今の問題とは別に、この新戦略に基づく返還等も当然出てきますね。そういう予測を立てておられるのか。さっき申し上げた東アジア戦略による在日米軍基地縮小、在沖米軍基地が特に大幅縮小になる可能性が強いということとの関連における基地返還問題というのはどうなっていく

のか、このことについても御見解を示しておいていただきたいと思っています。

○時野谷説明員 先生ただいま御議論になっております沖繩におきますところの基地の整理統合の問題と申しますのは、御承知のとおり、一昨年来

私ども鋭意米側とも協議をしてきている問題でございまして、今回の議会に対する報告と直接の関連はないのではないかと、私どもは認識しております。

しております。もちろん先生御承知のとおり、この報告書の中に沖縄におきまところの整理統合問題に対する言及があるということではございますが、重要な問題でありますし、また、日本の当該地域の方々との円滑な関係の維持という観点からもそういう言及がなされたのではないかというふうに考える次第でございます。

もちろん、米側が、先ほど来申し上げておりま

す具体的にどういふふうに再編成を行っていくかといふこととの関連において、沖繩の整理統合の検討作業を米側においてあるいはそういうことを念頭に置いて行っているという可能性はあるかも知れませんが、私どもの認識といたしましては、現在の沖繩におきますところの基地の整理統合の問題と議会に対する報告書との間に直接の関係はないのじゃないかといふふうに考えております。

○上原委員　そこはいかがでしょうか。ちよつと甘いのではないでしょうかね、御認識が。

そこで、これは当然運動していくと私は思いますので、テンポは速いと思いますよ、場合によっては余計に。皆さんが何か、日本政府はなるべく縮小はしてもらいたくないということを盛んに逆ねじをはめようとしているかもしれません、アメリカの国防予算の削減状況、海兵隊含めての三軍のこの縮小ということを発表されているのを見

ますと、これは必ず影響がある、こう見た方がいいんじゃないかと思ひますね。

そこでもう一つ、今度は沖繩県軍用地転用促進協議会が九市町村からの要望をまとめて新たに米軍の十二施設、十六カ所の返還を求めているわけですね。御案内だと思ひのです。該当市町村は、

本部町、恩納村、宜野座村、金武町、具志川市、
沖繩市、読谷村、嘉手納町、北中城村、十二施設
は、八重岳通信所、キャンプ・ハンセン、恩納通
信所、これはさっきの検討事項と重複するかもしれ
ません。ブルー・ビーチ訓練場、ギンバル訓練

場、天願棧橋、キャンプ瑞慶覧、読谷補助飛行場、楚刃通信所、嘉手納弾薬庫、トリイ通信施設、嘉手納飛行場、こういうものを新たにこゝに返

還をしてもらいたいということになって、近々このことについては要望が出てくると思うのですが、これについてはどうお考えなのか、また今後御検討をしていくのかどうか、御見解を聞かせておいていただきたいと思います。

○松本(宗)政府委員 軍転協の方で新たな要望をお出しになったということにつきましては、沖縄

の方から報告を受けまして承知いたしております。

す。その具体的な施設の中には現在検討中のものも若干ダブつておるようでございますが、いずれにいたしましても、私もいたしましては、要望書を見せていただいた上で勉強してみたいというぐあいに考えております。

○上原委員 ぜひとつ前向きにどうか積極的に対処してもらいたいと思ひます。まあなかなか一挙にというわけにはいかないかもしれませんが、返す、返さない、あるいは今後検討とか何とか日米間でいろいろ出るでしょうが、それをはっきりさせるということ、これがはっきりしたのはきり初めで、二十三年所について今度ははっきりさせるというのは、これは結構だと思ふ。全部返すようにぜひ努力してもらいたい。

同時に、これも含めてその二十三年所の中に嘉手納マリナ、あるいは十年米国会でもやりとりをしてきていた読谷補助飛行場移転問題を含めて全体の返還問題、これはぜひ今度の返還の中にあわせて取り入れなければいけません。その点は強い注文をつけておきます。

そこで、これだけの基地が、余り期待をするのもよくないかもしれませんが、しかしさりとてパイプラインだけ返されたのでは本当に何をか言わんやで、そのときこそ沖縄県民の総反響を外務省、施設庁、防衛庁、政府はまた受けることになると思ふのだが、結果としてそうならないことを強く要望しておきます。

そこで、このことについて深い議論はいずれやりたいと思うのですが、これだけ軍用地が返還されまうと、今までの跡地利用のあり方では対応できなくなると私は思ふのです。地籍の明確化問題があった。しかし、広大な基地になりますと、返されたらまたやらなければいけない点が出てきます。今は土地区画整理法とかあるいは土地改良法とか、そういう法律に基づいて跡地利用をやっている。跡利用ができるまで早くて五年です。中には十年、中には返されてそのまゝ荒れはうたひになつていて、ギンネムが生え、草が生えて使

用できないという状況もある。これではまたいかに問題で、跡利用のあり方についても、特別措置法を講ずるなり何らかの政府の責任における跡利用計画、措置というものを当然考えなければいけません。私は思ふのですが、この点については一体政府はどうお考えですか。これは施設庁になるのでしょうかね、返還後のことだから。

○松本(宗)政府委員 まず形式的な立場を申し上げますと、私も地主の方と賃貸借契約を結びまして基地の提供をいただいておりますという立場にございまして、したがって、返還の処理につきましても、賃貸借契約の条項に従ひまして補償なりを実施していくことになるわけでございます。

ただし、この施設、区域の返還、跡地の利用問題、これは沖縄につきましては特殊な事情があるかと思ひます。主として沖縄振興開発計画等とも深くかかわつてくる問題であるというぐあいに理解しております。これは私も直接所管でございせんので、コメントをするのは不適当と思ひますが、いずれにいたしましても、返還の手続に際しましては、関係機関と十分連携をとりながら、所有者あるいは地元意向を踏まえまして、契約に基づきまして遺漏のないように措置してまいりたいというぐあいに考えております。

○上原委員 こいりも重大な課題であります。私はこの件についても一定の考え方を持っておりますが、それは逐次提示していきたいと思ひます。十分な跡地利用対策ということも政府の責任において進めていけるようにぜひ御努力をお願いしたいと思います。

そこで、あと一、二点、沖縄の基地問題でお尋ねします。

都市型戦闘訓練の実弾訓練強行問題です。きょうは防衛論争をする時間がだんだんなくなつているので、またどこかでやろうと思ふのだが、特殊部隊の沖縄駐留ということについては非常に疑問を持っています。これは、復帰時点でどういふスバイ行為をするような特殊な部隊は安条条約ある

いは地位協定にそぐわないということで一時撤退をしたのです。そういう経緯があるのですよ。だが、復帰十年後ぐらいでしたか、やつてきて、今大変な問題を引き起こして。施設庁にも外務省にも何回か要求したにもかかわらず、五月十六日、恩納村の皆さんと県民の強い要求を踏みにじつて米軍はとうとう実弾訓練を強行してしまつた。五月二十三日には地元恩納村議会が抗議決議をやつた。たしか村でやつてゐるのは七回か八回でしょうね。二十五日には沖縄県議会が全会一致で訓練への抗議、訓練の即時中止決議をやつた。こういうことは余りにも無神経じゃないのかと思ふ。軍隊は演習せぬといふ、野球チームをつくれれば練習するのだから前じゃないかと言ふ人もおつたのだけれども、そんな感覚で住民の集落とわずか五、六百メートルしか離れていないところでドンパチされたら、これはどう考えてもいかにないのだよ。これはぜひやめてもらいたい。こういうやり方は何としても納得できない。

ここで改めて防衛施設庁というが防衛庁と外務省に強く抗議すると同時に、県民意思をこれだけけうりんとすることはまかりならぬ。そこには水源地もあるのです。恩納村はリゾート地域なんです。まかり間違へば本当に突撃がまた飛んでくるかもしれない。日本狭しといつても広いです。ね。一体日本全国どこでこういう訓練があるんだ、本当に。これが石川長官のおひざ元でもしこいう訓練をされたら、あなた黙つていらつしやるか、このことについての御見解と再検討をぜひお願いしたい。これはどうしてもやめてもらいたい、これが一つ。

もう一つ、警察庁は呼んでいないか。——ではいい。これは五月二十七日、つい二、三日前で、午前十一時二十分ごろ、宜野座村の字漢那という集落で、民家に弾丸一個が高窓をぶち抜いて台所に飛び込んだ。大変な騒ぎな事件なんです。ね。今、米軍演習によるものなのかあるいは米軍が行軍といふかそういうときに発射したもののかは定かではないようですが、一体この事件につ

いてはどう見てゐるのか。今県警の特捜部というか、そこで鑑定作業を急いでゐるようです。しかし、私もここぞ米軍の事件だとの断定は、この地域の状況等も勘案しなければいけませんし、現場を見ておりませんから、そこまでは言えませんが、ピストルの弾であるにしても機関銃であるにしても、一昼夜の夜中に果たしてああいう、宜野座村というと農村です。頭をかすめるのはやはりまた米軍じゃないかといふことになつちやう、特定はまだできないようですが、こういうこともあるから、さつき言つた恩納村での演習というのはどうしてもやめてもらわなければいけません、万一米軍の弾が飛んで来たといふことになる、皆さんがいかに事故対策をやるといつたつて、結局また事故が起こつたといふことになる。この二点についてぜひ明確な態度を明らかにしておいていただきたい。

○松本(宗)政府委員 まず都市型戦闘訓練施設の問題についてお答えいたします。御指摘の都市型訓練施設において行われます訓練につきましては、沖縄県、恩納村及び住民の方々に非常に強い反対があるといふことについては十分承知いたしておりますが、米軍といつたしは安条条約の目的達成のために提供された施設、区域におきまして必要な施設を整備し訓練を行うことは地位協定上認められておるといふところでございます。したがって、私もいふところを言ひ立てたことはございせん。この施設が完成いたしました以来、防衛施設庁といたしましては沖縄県、恩納村を初め、米側に對しても訓練の安全が確保されるよう要望してきたところでございす。今後とも米軍の訓練の安全確保等に万全が期されるよう最善の努力をしてまいり所存でございます。それから、先ほどの宜野座の銃弾の問題でございますが、私もいふところ念のために米軍に訓練の状況を問い合わせましたところ、二十

六、二十七の両日はキャンプ・ハンセンで訓練を実施してないという回答を得ております。いづれにいたしましても、現在県警で捜査が行われておりますので、その捜査を見守りつつ、必要に応じて適切な対処をしてまいりたいというぐあいに考えております。

○上原委員 それは何回お尋ねしても、あるいは沖縄側が抗議行動をやっても、返ってくる言葉は同じなんです、残念であり、またそれを了とするわけにはまいりません。なぜあんなに民家とわずか五、六百メートルないしという地域で実弾の物騒な訓練をしなければいけないか。幾ら安保条約を認めるとか認めぬとかあるいは地位協定で提供義務があるといったって、これは私は日本側の主権の問題だと思ふ。政治の姿勢の問題。ぜひ再検討願いたいですね。

そこで、この特殊部隊の任務は一体何ですか。外務省、これは条約局長来ていないが、いづれも一遍これは沖縄返還のときの会議録をまた調べて議論せぬといかぬと私は思っているのだが、沖縄返還のときに、知念におつた要するにグリーンベレー、あるいは特殊部隊というのは安保条約あるいは地位協定上好ましくないということで撤退させたのでしょう、たしか七四年に。七二年が返還ですから七四年に。それが読谷にきたのはたしか八四年ですか、特殊部隊が再配置されたのは。

アメリカの国防報告を見ても、この防衛ハンドブックを見たって、このSOFの任務というのはまさにアメリカ人の人権やそういうものを守るための任務なんですよ、これは。日本の安全とかそういうことに何の関係もないね、見てみますと。だから、あのときに撤退させたはずなんだよ、外務省、日本側としては。本当にそうなんだよ、防衛庁長官。もう一遍調べてみなさいよ、皆さん。SOSじゃないですよ、SOF、スペシャル・オペレーションズ・フォースかな。このSOFの任務というのは、まさにアメリカの例えはテロとかゲリラとか拉致されたとか、緊急事態に備え

た特殊の任務を帯びた、いわゆる戦前の日本軍でいうとたしか中野学校みたいなものだ。だから、そういうものまで日本に置く、しかも沖縄に置いてこういう訓練をさせて県民と衝突をさせるということは、私はやはり安保条約、地位協定上から見て大変問題だと思ふ。

外務省、これはどうなんですか。日本は何でもアメリカの言うことは聞かぬといかぬのか。そんなに情けない国なの。そうじゃないでしょう、実際、石原慎太郎さんじゃないが、もう少しノーと言え日本人になって、役人になってよ、皆さんも。どうなんですか、本当に。

○時野谷説明員 申しわけございませんが、先ほど先生がお述べになりました事実関係、私ただいま承知いたしております。

ただ、今先生がおつしやいましたSOFの具体的な任務いかんということでございますが、私も具体的にはただいま承知しておりませんし、米側の運用上の問題ということもございましょうから、どの程度知り得る立場にあるかということもございましょうが、いづれにいたしまして、私は、SOFなるものも米軍が全体として有効な抑止の役割を果たしていく上での一つの要素をなしている、こういうふうな認識をいたしております。

○上原委員 まあそういう答弁しか返ってこないのが残念なんです、私はやはり問題だと思ひますよ、こういう特殊部隊というものの。一体何をテロとかゲリラとか、そんなのを想定しているのか。まあ考えればフィリピンとかあるいは朝鮮半島とかそういうことをやっているようなんだが、これは主にニカラグアとかいわれる中南米における麻薬、テロ、暴力行為、そういうものに対処するための特殊部隊なんだよ。たしか、アメリカ国内と世界のどこどこにそのSOFは派遣されているの。わかりますか。

○時野谷説明員 ただいま承知をいたしております。

○上原委員 こんな調子。どこどこにいるかもわからぬで日本などへ来るの、本当に。もう一事が

万事だ。私はもう時間もなくなってきたので、また沖縄基地問題でやりますけれども、これは本件、根幹をもう少し洗わねばいかぬと私は思っているんだ。皆さんはここにいらっしゃるから演習させると言うがこの部隊の任務は一体何なのか、なぜそういう物騒な、物騒というか本来ならアメリカ本國で十分可能なものをなぜ置かなければいかぬのか。復帰のときには、これは安保上、地位協定上好ましくないと言つて出ていったものがまた来るといふのは、一体条約が変わったんじゃないわけでしょう。だからそういうことについて、私もあのころの会議録をもう一遍調べてやりますけれども、ぜひこれは早期撤退をさせなさいよ。これは何も日米安保に言う我が国の安全保障とかそういうものとかかわりないです。皆さんは何でも我が国の安全に役立つと言つてしまえばおしまいかもしらぬが、もう少し部隊の性格とか、そういう部隊がどれだけ地域に迷惑をかけているのか、世界にはどれだけ配置をされてどうなっているのか、そこもよく検討の上でやってみたらいかでですか。

改めてこれは防衛庁長官に申し上げておきますが、さっきの、流弾はまだ特定されておらない、米側は演習してなかったということも言っているからというあれですが、もしこれが米側の弾ということに認定されまると、これは大ごとですよ、本当に。そういう可能性も全くないとは言えない。だから、こういったゲリラ訓練をやつて、あるいは民間と非常に隣接した地域で演習をするのはやめなさいと言ふのですよ。これは常識ですよ。何とかありませんか、防衛庁長官。

○石川國務大臣 今先生のいろいろな質問を聞いておりました感じは、たまたま都市型のある訓練施設、実弾を使つてやるわけでありまして、間違えは大変な、確かに危険な要素もあることは事実ではあります。そういうようなことを中止をさせなさい、こういう御主張でございます。私はなぜあんなに至近なところへつきたかということは、これは私も実は非常にそういう

点ではなるほどな同感するところが多いのでございませうけれども、問題は、これを中止することは私は不可能だと思ふのです。というのは、先ほど来答弁申し上げましたように、やはり日米安保条約という中で基地内の要するに米軍の施設でありまして、その訓練を私どもの立場から中止をさせるといふことは不可能であるからであります。ただし、それはそうとしても、次から次へ非常に危険が起るということになれば、これはまた政治的な立場で一つの問題点であろうと思ひますが、理論的といひますか、法的にはそういうことではなからうか、こんなふうに思ひます。そういう意味では私は、今の弾がピストルの弾かどうか、あるいは一体犯人はだれなのか、これは徹底的に究明してもらいたいし、その結果によっては米軍に対する大きな忠告を私どもはしなければならぬ、こういうふうな思ひますが、そういう意味でも早くこれを、一体その弾はどこから来たのか、だれが撃つたのか、こういう点は徹底的に追及をして早く結論を出していただきたい、かように思ひます。

○上原委員 安保条約を盾に言われるとそういうお答えになるかと思ふのですが、それは人間の感性の問題ですよ。思想じゃないですね。それは党派の問題じゃない。ひとつその点を酌み取る役人、政治家になつてもらいたいし、そういう人が多くなるのを私は期待しますね。そこで、時間も残り少なくなりましたが、今大臣もきつぱりおつしやいましたので、それ以上言ひませんが、この宜野座村で起きた流弾の原因究明、犯人はだれかということ、政府としてもぜひ急いでいただきたい。

そこで、次期防の問題を話すには、相当経過があるので、いろいろウオーミングアップをやらなければなかなか難しいのですが、限られた時間内でちょっとだけ基本的なことだけ押さえておきたいと思ふのです。私は、ちょうど今の石川長官が内閣委員長をしておられてそこに座つていらつしやるころ、ミス

ター防衛庁とかいう方とかなり防衛論争をした。会議録なんかも読んでみましたし、また予算委員会で我が党の川崎先生やあるいは公明党の市川書記長さんなんかやった最近の会議録、参議院の矢田部先生なんかのものも全部一読してみました。どう見ても納得しがたい面が多いわけですね。特に、これはもう各先生方、同僚の委員の方がお取り上げになりましたが、最近、ヤルタからマルタへというだけではなくして、ベルリンの壁の崩壊、あるいはワルシャワの軍事的機能はもう消滅したとNATO関係の国防相会議でも言っているわけですね。なのに、アジアは別だとオウム返しに防衛庁長官、外務大臣、日吉防衛局長は余計にこだわり過ぎる。これじゃ国民は恐らく納得しませんよ。皆さんがどんなに防波堤を張ろうとしたって、その論理は崩れますよ。そこで端的にお聞きしますが、防衛庁長官、今我が国のこれから防衛政策を考えるに当たって、国民が一番知りたい、求めているのは何だとお考えですか。

○石川防衛大臣 突然の質問で、正確なことはなかなか言えないかもしれませんが、今国民が求めているものは、こういう平和、デタントと言われるような世の中で一体どうやって我が国を守るか、その防衛政策は従来のままでいくのか、あるいはそうでないか、いろいろとそういう点で意見が分かれる点があるかと私は思います。いずれにしても、ただデタント、デタントというだけで防衛はより少なくていいんだという、そういう考えの方の方は比較的少ないんじゃないか、私にはかように思います。

○上原委員 比較的少なくないのですよ。多いんだ。防衛をこれ以上強化して、デタントだから必要ないとは言っていないですよ。それは私もすぐゼロになるとは思っていません。これだけの経過があるし。きょうの朝日新聞ですか、ハリスとの世論調査、あれを見てくださいよ。安保条約に対して、防衛力増強について、日本の防衛費と外国の不安、もう数字がはつきりしている。これは時間が経たないから一々言いません。国民が今求めている

のは、本当に日本の防衛のあり方ということで突出して聖域化されてどんだんやっついていいの、ここいらで凍結、削減をするような政策転換を図るべきだというのが大多数だと思はれます。ここに認識の重大な相違があると思うのです。それをどうすり合わせるかというのは大事な点だと思ふのです。皆さんのこれまでソ連は怖い、大変な国だと言ってきたことがだんだん崩れるから、ライバルがいなくて防衛論は成り立たぬかもしれないが、しかし、到底そういう論理は長続きしないよ。

そこで、最近ようやく防衛庁も基盤的防衛力構想なんて言い出した。五十一年に基盤的防衛力構想が出てきて、言わなかつたよね。私も防衛論争は随分やってきました。改めて私はきょう問題点だけ指摘しておきたいのですが、日吉局長、この「基盤的防衛力構想採用の背景」というのを、局長を初め防衛庁の幹部諸君はもう一遍本によく吟味をしてもらいたい。そうなればもう少し国際情勢に対する認識も、常識的なあれが出てくると思うのです。あのとき四次防までの我が国の防衛力整備というものが、このままでいくと我が国の防衛力はどうも際限なく拡大されていくかということがある、そういう不安に対して修正をしようというところだった。確かにデタントであつたか、もう冗談じゃない。

その背景、「第一点は、防衛のあり方に関する国民的合意を確立したいと考えたことである。」これはつきりしているのです。それにはもちろん前提もありまして、国民合意形成、「わが国の防衛力ほどこれまで大きくなるのか、際限のない増強を目指すにしているのではないか」といった声も一部に生じていた。今回の「防衛計画の大綱」は、このように具体的な目標を明示しようとしたものであつた。だから、とてつもない、際限なく拡大されていくこととする防衛力増強に対する歯どめが基盤的防衛力構想を入れた第一の基本なんだよ。

「第二点は、自衛隊の現状なり実態に対して、政府部内でもある種の反省が生じてきたことである。」これにもいろいろ理由を書いている。けれども、時間がありませんから多く申し上げません。

「第三点は、防衛力を整備していく上での国内的な制約なり条件に対して、諸種の配慮が行われたことである。」これは何かという財政上の制約、「わが国の防衛力は、自衛隊創設後二十余年を経て五十一年当時です。老朽化した装備や施設の更新近代化等のための所要経費の増大や人件費等の上昇により、あつたときでも既に皆さんは近代化してきたんだよ。」これを維持していくだけでも相当の経費を必要とする時期にきている。しかしながらわが国の経済は、先年の石油危機を契機として、これまでの高度成長経済からの軌道修正が求められており、今後防衛関係経費を大幅に伸ばすことは困難であると見込まれる。」そもそのスタートはこれなんですよ。

第四点もある。「第四点は、当面の国際情勢に対する判断。確かに『最近の国際情勢の『基調』』という中でデタントとかいろいろ書いてある。書いてあるけれども、ここで言うのと現在の国際情勢のデタントとは月とスッポンの差があるんだ。我が国の防衛費に於いて、皆さんおわかりのように一三七％か一四〇％伸びているはずですよ。デタントどころか、やれアフガンだ、やれベルシャカレイトソ連脅威論を前面に出してどんだんエスカレートして、私は今の防衛大綱だって、六十年ですか、中期防でもう既に大綱の線は逸脱したと見ています。そういう前提をもう少ししっかり防衛庁自体が押さえて防衛論議をやつてもらわねと、これはかみ合いませんよ。私はどこかで本堂に、二時間ぐらい議論をやつてみたいと準備をしておりますけれども、皆さんが言うようなのは大変な違いです。

そこで次期防衛問題で聞いておきたいのですが、総理の国会答弁を見ますと、いわゆる六十三

年十二月の安全保障会議で決定した事項を踏まえてということをよく言っているのだが、一体六十三年の十二月の安全保障会議で何を決め、何を次期防衛のものとしてやったのですか。

○日吉政府委員 まず防衛計画の大綱の基本的な考え方でございますが、それはまさに先生が今御指摘になられましたように、憲法が認めておられます自衛権の範囲内において我が国が平時から持つべき基盤的な防衛力を整備する、こういう四次防までの反省の上に立ちましてそういう防衛計画の大綱を立てたわけでございます。そういうふうな大綱を立てる前提になります国際情勢としましては、国際安定化のための努力によりまして、なおかつ日米安保体制によりまして、国際的には大規模な武力紛争が起る可能性は少ない、我が国に本格的な侵略が押し寄せてくる可能性は少ないというふうな認識のもとにそのような基盤的防衛力整備構想を立てたわけでございます。その防衛力の整備水準に達成せんがためにこれまで努力をしてまいりまして、中期防でおおむね達成するところになったというところでございまして、ある意味では基盤的防衛力整備構想を打ち立てました五十一年の防衛計画の大綱のときに前提としたました国際情勢が、まさに今こそそういう国際情勢があらわれつつあるというふうなことではないか、かように考えております。

それから、ただいまお尋ねの六十三

ざいます。

○上原委員 もう時間が来ましたので、大事なところなんです……。

これは精神訓話を言っているのだよな、あなた。しかし、総理が言っているのは、そのときに決めた事項と言っているのです。その事項というのは何を決めたのか。今こういうやり方は私は大変問題だと思ふし、あなたが言う前段の国際情勢云云もおかしいよ。何も私は憲法の範圍とかそんなことを聞いていない。オウム返しにそんなしやくし定規なことだけはよしてもらいたいですね。

そこで、最近聞いていますと、この次期防は何か既に作業に入っておつて、今どういう作業状況になっているのか、いつごろまでに結論を出そうとしているのか。そして非常に問題なのは、冒頭の給与法案等々にも私は申し上げましたが、本当に正面装備のあり方については抜本的に再検討しなければいかぬと思ふます。そう簡単に新しい買入物をできるといふ計画の時代ではないと思ひます。

そこで、この六十年九月十八日の国防会議で決定を見たいわゆる現中期防です。しかし、これは同時に六十二年一月二十四日、いわゆる一〇突破のときに、これなんかもうやらなくてもよかつた余計な仕事……

○岸田委員長 上原委員、時間が参りましたのでそろそろおまとめをお願いいたします。

○上原委員 そこで、いろいろ経過はありますけれども、この現中期防の中で検討事項としてあるものは次期防においても皆さんは計画をしておるかというところ。例えばAWACSであるとか、あるいは空中給油機、加えてMLRS、多連装ロケットシステム、あるいはイージス艦も何か三号艦だけではなくして四号艦も取得したいという計画を立てているということまで、これじや正直申し上げて国民は納得しませんよ。そういうことについてはどういう計画なのか、そこだけは聞かしておいていただきたい。

○岸田委員長 防衛局長、簡潔に答弁をお願いし

ます。

○日吉政府委員 次期防の作業の方針でございますが、これにつきましては大臣から再三にわたつて御答弁申し上げておりますように、まず大綱水準がおおむね達成されたという情勢あるいは国際情勢の現在の情勢、そういうようなものを考えまして、正面装備につきましてもどちらかというところ、量的拡大を図るといよりは質的拡充を図るといふことに基本的な重点を置くべきだ、こういうふうと考えております。

それから、正面と後方という概念でとらえますと、持てる正面装備の能力を最も効果的に發揮し得るような後方支援体制により重点を置くべきではなからうか、かように考えております。

それから、これらの装備を動かしますものは人間でございますが、現在の人口構成あるいは労働環境等を考えますと、良質な隊員の確保等に多大の努力を要しますので、隊員施策の充実に努力するとともに、我々みずからも合理化、効率化、省力化を図つていきたい、かように考えております。

○上原委員 一点だけ、私が今具体的に……

○岸田委員長 もう一点だけお願いをいたします。

○上原委員 はい、終えます。もう終える準備はしてあるのです。

私が今装備の特定をしたでしよう。それについてどうするかというのを聞いていたのに、あなたは今ぐちゃぐちゃ余計なことを言うな。大臣、これだけの国際情勢の変化、いろいろな面で、私は今防衛行革もやりたかつたけれども、本当に再検討の時期に来ていると思ひますよ。なぜ皆さんは新しい買入物だけ考えるの。本当に五十四トン戦車が我が国の防衛に必要なのかどうかも含めて検討してみたらどうなの。これに答えてくださいよ。

○日吉政府委員 いまだ具体的問題につきましてもは検討中でございますので、確定的なものは申し上げられませんが、委員がたいたい例示されま

したような装備につきましても、既に中期防におきまして整備を始めているものもございますし、中期防期間中に検討をし始めており、その検討を引き続き今もやっているようなもの等がございますので、これらを総合的に勘案しながら今後最終的な判断を下したい、かように考えております。

○岸田委員長 続いて三浦久君、お願いをします。

○三浦委員 防衛庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

安保防衛問題については今国会で世界情勢の変化との関係でいろいろ多面的に論議がなされたと思ひます。総理も、長官も、世界情勢が大きく変化したというところはお認めになりまして、冷戦の発想を乗り越えて平和共存の道を探りたいとか、また、アジアにもそういう新しい枠組みをつくつていきたいということを経り返し述べられたわけですね。

それなら、この冷戦構造のアジアの中心である安保条約を廃棄したらどうかとか、また軍備を拡大するのではなくて凍結したり縮小したりしたかどうかだといふような要求が各党から出されたと思ひます。そういう要求については、長官も総理もこれは拒否をされておられますね。拒否の理由としては、現在の世界情勢というの是不透明で不安定で不確実だとか、アジアはヨーロッパとまた違つてどうか、そういうようなことをいろいろ耳にしたことができるほど聞かれました。しかし、そういうふう拒否をしておいて、そして何をしたいのかというところ、やはり今までの力での政策にしがみついているという状況なんですよ。ですから、日米安保体制の強化、こういう冷戦型の政策を堅持する意思を繰り返し表明してきています。私、これはやはり今の国民感情に合わないと思ひます。

例えばきょうの朝日新聞、ごらんになったと思ひますけれども、朝日新聞とアメリカのハリス社との共同世論調査が行われておりまして、その結果が発表になっておりますが、五つほど設問されて

ています。これによりまして、安保条約が日本のためになつていないかという質問、これは日本人に對してですが、「たまたまなつていない」が四八%しかないので、これは非常に減少しているのだそうです。米国人に、日米安保条約はアメリカのためになつていないか、こういう問いに對しては、五四%のアメリカ人がアメリカのためになつていないと言つておられます。ですから、日本のためになつていないアメリカのためになつていないという数字の方が多くなつておられるということです。

五つ全部言つても時間があつてからもう一つだけ言いますと、ソ連からの軍事的な脅威が減つてきているのだから、日本が防衛力を増強する必要はなくなつてきている」という意見に賛成か反対か。これに對して賛成というものが五〇%にも及んでおられます。

こういう世論調査が発表になつたわけですが、長官はこれをどういふふうにお感じになつていらっしゃるか、そしてまたこの世論調査の結果を防衛政策に生かして軍備を縮小するといふ方向に政策を転換していく、そういう意思があるのかどうか、その点、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○石川國務大臣 私きょうちよつとしたことで朝日新聞のちよつとこを讀まなかつたんで、大變どうも不勉強で、後でゆつくりこれを見たいと思ひますが、その点はお許しをいただきたいと思ひます。

今三浦先生の単刀直入の御質問でございますが、私も、総理も外務大臣も国会答弁の中では世界の大きな激変についてはいろいろと述べられておられるわけでありまして、にもかかわらず、今度は防衛という観点になるとかたくなになる、こういうような御指摘がございました。少なくとも我が国の防衛政策の基本政策、これは先ほど来いろいろと質疑応答されたようなことでおわかりだと思ひますが、私どもの憲法とか専守防衛とか、そういうような国の基本政策のもとで、要するに平時から持たなければならぬ防衛といふものはどういふ程度であるべきか、こういうことの一つの水準

が防衛計画の大綱の中で示されているわけであり
ますから、それをずっと今日まで努力をして、確
かに途中では、先ほど来お話をございましたよう
に、防衛費がほかの国に比べて増額ではないか、
アップが甚だしいではないかという御指摘
がございましたし、確かに数字的にはそういう点
があると思えますけれども、しかし、それは防衛
大綱の水準に一生懸命努力をしてきた一つの結果
ではないかと私は思うのです。それがようやく平
成二年の中で到達した、そういうことでございま
して、確かに世の中の変動といえますか変革、こ
れは今御指摘のように十五年前の時代とは質的に
もスピード的にも大きく違っていることはもう事
実だと思ふのです。しかし、その中身の、いわゆ
る国際情勢の枠組みといえますか前提条件、大綱
をつくった前提条件の柱といえるものは、これも先
ほど来触れられましたように二つの柱がございま
して、そういう中で、平時であるべき水準が設定
されているわけですから、そういう意味では
確かに激変がひどく、非常に大きく前回とは違
つておることは事実であります。しかし、極端に
言えば、ヨーロッパの、特にNATOとワルシャ
ワの対峙は一時的には非常にお互いに軍拡をした
時代もあったわけですね。そういうようなバーが
非常に高くて、これが今下がってきた。下がって
きて、冷戦状態から今度は新たないわゆるデタ
ントの方向に大きな変革をしていることは事実で
ありますけれども、私どもの水準の、最低に持つ
べきそういう大綱の水準から見れば、向こうが下
がったからすぐこちらも下がる、そういうものと
は違うと私は思うのです。例えばアメリカなどは
役割も違いますけれども、とにかく米ソでもつ
て、両方ともあるときには非常に緊張した、そう
いうものが非常に下がってきた、ですから、思い
切った、目にとどまるような大きな変化。そして
また軍縮が進んでいるようでありますが、その点
は我が国の防衛政策の性格とかなり違っておりま
す。そういうことが言えるのではなからうか、こ
ういうふうに私は思うわけでございます。

○三浦委員 世論がどう変わろうと、また国際情
勢がどう変わろうとおれの立てた防衛政策は変わ
らないんだというのは、余り国民の理解を得られ
ない日本独特の防衛政策じゃないかと思うのです
よ。

今長官は大綱を根拠にされました。この大綱で
は、いわゆる我が国が持つべき防衛力の水準とい
うのは結局「限定的かつ小規模な侵略」に対処し
得るものだ。そして、それは最小限度のものであ
つて、情勢の変化によってふやすことはある。ふ
やすときにはスムーズに円滑にいけるように、基
盤的防衛力というのはそういう意味なんですね。
基盤的防衛力なんです。しかし情勢がよくなら
なくても、最小限度のものなんだから減らす必要はな
いんだ、こういう考え方なんです。

しかし私は、今日日本が持っている軍事力という
のは、そんな限定的かつ最小限度な侵略に対処し
得るいわゆる基盤的防衛力などというものの枠
を大きく外れている、もうそんな限度をはるかに
超えた防衛力になっている、軍事力になっている
ということを指摘しなければならぬと思うので
すよ。

この「限定的かつ小規模な侵略」というのは何
か。これは防衛庁自身が言っておりますね。我が
国に気がつかれないように、事前に侵略の意図が
察知されないように大がかりな準備を行うことな
しに行われ、短期間に既成事実をつくってしまう
ことをねらうものだ、こういうことですよ。そう
すると、現在これほど情報網が発達している。人
工衛星も飛んでいます。偵察衛星も飛んでいる。
レーダーでも毎日毎日四六時中やっていますわけ
でしょう。そして、日本は海に囲まれています。
そういう状況の中で、日本の国に察知されないよ
うに侵略行動を起こすなどというそんな侵略行動
というものは、それはほとんど小規模でしよう。例え
ば日本に上陸する、軍隊を集結する、そうしたら
すぐわかりますね。上陸舟艇を用意するとか軍艦
を用意するとか、そういうことがなければ侵略で
きないのですから。そうすると、この「限定的か

つ小規模な侵略」というのは相当小規模ですよ。
我々に察知できないような状況というのですか
ら、飛行機が飛んでいるのだからだと同じ程度
にしか飛んでない、日本海に引き来している船
の数もいつもと余り変わらない。こういう状況で
しょう。うんと飛行機が飛んだり、うんと艦船が
集積したりしたら、すぐわかるわけです。です
から、これは密航か密輸か、そんな程度の小規模な
ものなんです。対象を我々考えます。だから、
そんな軍隊ではないでしょう。今同僚議員からも
指摘がありましたけれども、日本の防衛力という
のはもう世界で第三番目ですね。NATO方式で
計算するとそうなっている。この十四年間に四十
兆円注ぎ込んでいます。ですから、七七年当時に
は世界第七位だったのが、現在は第三位になっ
ているのですよ。

そうすると、今長官が言われた大綱の水準がよ
うやく実現しつつあるというその水準というのは
どのぐらい大きな水準かということ。これは、ア
メリカ議会調査局報告というのがここにございま
す。「一九九〇年代の日米関係」、こういう題です。
その中を見ますとこう書いてあるのです。日本の
「自衛隊は一九九〇年初期には、地上配備の迎撃
戦闘機、対潜哨戒機、駆逐艦、フリゲート艦、各
種の通常地上戦力の数字で北西太平洋の米軍を凌
駕するであろう。通常兵器・装備の質は対等ない
し対等に近いであろう。ソ連が戦時に際して第一
撃を加えてくるような場合でも、日本の防衛力増
強のお陰で、これに対する日米同盟の防衛面での
対応は強化されている。ソ連の長距離離爆撃機
が「これはバックファイアのことだと思ひます
が」米軍の基地や空母に先制攻撃を加えるため広
大な太平洋への浸透を試みた場合、これら爆撃機
は手強い抵抗や大損害を被る可能性に直面するで
あらう。日本の対潜戦力は一千カイルのシーレー
ンにおいて、米国が一九七〇年代と八〇年代に同
水域で単独で保有していた能力を上回るソ連潜水
艦に対する偵察・攻撃能力を発揮しよう。」だか
ら、もうほとんどの面でアメリカの第七艦隊と匹

敵するかそれを凌駕する、量、質ともに、そうい
う軍隊に一九九〇年初期にはなっているんだとい
うことを言っているのですよ。ですから、いかに
これが大規模な軍隊か。大綱が言った「限定的か
つ小規模な侵略」に対処するということをおは言
いたいわけでありませう。

そこで、お尋ねしたいのですけれども、そうい
う強大な軍事力の上に、なおかつ新たに洋上防空
をやろうとしているでしょう。これはやるつもり
なんです。どうかどうなんですか。長官にお尋ねし
たいと思います。

○石川國務大臣 国民から見ると、今三浦委員が
言うような、我が国の防衛力というものは世界の
中で三番で、そしてもうアメリカの第七艦隊にも
匹敵するというような、そういう膨大な軍事力だ
という御説でございます。そうしますと私の
の、先ほどの要するに平時においても持つべき最
低のというその内容とはかなり違うのではない
か、こういう御指摘でございますが、そうじゃな
いんだ、我が国の立地条件、そういうところから
見て、この現在の防衛力というものはこれはやは
りこれ以下にあること自体の方がむしろ平和を脅
かす要因を惹起する、私どもはこういう見解にな
っておるわけですから、そこいらはもう少し専門
的な立場から説明しないと、あなたの一方的な話
だけで次の問題に移るのもどうかと思ひますの
で、その点につきましては防衛局長の方から私ど
もの防衛の内容についてひとつ説明をさせていただきます
たいと思ひます。そしてその上に立って洋
上防衛の次の問題に触れさせていただきますと思
ひます。

○日吉政府委員 ただいま委員の方から、国防費
といえますか防衛費が高い順位になつていてとい
うことが御指摘になりましたけれども、各国の
防衛費の比較というのはそれぞれの予算制度が違
いますので非常に難しい点がございませう。なお
かつ、比較するためにはドル建て等に統一する必要
がございませうので、為替レートの問題が出てま

ります。もう一つは、予算はそもそもフローの概念でございまして、予算規模というのは兵力の規模を示すわけではございませんので、ストックの規模でちょっと申し上げてみますと、例えば兵力数といえますが兵員数で申し上げますと、「ミラリー・バランス」でいいますと日本は二十数位ぐらいいのところにないかと思ひますし、それから海上兵力ということで、例えばトン数というふうなことで申し上げても十位近いところになるのではないかと思ひます。それから、航空兵力をとりましてもやはり二十数位というふうなところになるのではないかと思ひます。もちろん核も保有してないわけではございまして、兵力規模という点で見ますと決して巨大なものではない、かように考えております。

それから、シーレーン防衛でございすけれども、我が国の場合は四面を海に囲まれました資源の大部分を海外に依存するという特性がございすので、有事の際には国民の生存を維持し、あるいは離散能力を保持するために、海上交通の安全確保というものは他の国に比べてとりわけ極めて重要なものでございす。したがって、海上防衛力の整備に当たりましては、従来から我が国の海上交通の安全確保を念頭に置いて行ってきたものでございまして、この方針は今後も維持していききたい、かように考えております。

○三浦委員 海上防衛というものは、オーバー・ザ・ホライズン、OTHレーダーですね、それから早期警戒管制機、空中給油機、またイー・ジェス、F15。これは現在の中期防で入っているものもありますけれども、これから計画されるものもありますね。そうすると、こういうものの購入は概算要求でございすおつもりですか、どうなんですか。

○日吉政府委員 OTHレーダーにつきましては、既に次期防衛期間中でも調査費をつけましてこれにつきましても検討を進めております。その他たゞいま御指摘になられましたAWACSあるいは空中給油機等につきましては、特に空中給油機

につきましても、中期防期間中も空中給油機能のあり方についてということで検討を続けているというところでございす。特にAWACSにつきましては、中期防期間中に検討したことはございせんが、次期防衛期間におきましてどのようにするかは今後これから詰めていくということでございす。

○三浦委員 今局長は一千海里のシーレーン防衛、これは海に囲まれた日本にとって非常に大事だ、こうおっしゃいましたけれども、これはアメリカの要求によって日本がやらされている、いわゆるアメリカの世界戦略の一環としてこういうシーレーン防衛をやられているんだということを私は言いたい。

というのは、例えば今年度、一九九〇年の四月にアメリカの国防長官が議会への報告をしていす。その中で何と言っているかというところ、この日本周辺の地帯について、「この地帯の安定は、日本の自衛隊が補完的な形で、米軍と一体化する度合いにしたがって、強化されるであろう。結局、アメリカの補完部隊だと言っているのです。アメリカの力を補完する、アメリカと一体となってアメリカ軍を補完する、そういう戦力としてこの一千海里のシーレーン防衛の戦力、また海上防衛の戦力、そういうものが位置づけられているという事です。

そうしますと、これは日本を守るためのものではなくて、要するにアメリカの世界戦略に貢献するためのものだ。アメリカが戦争を起こした場合、日本が巻き込まれる危険が非常に強くなるものだ。そういう意味で私はこういう計画の中止を強く要求をしたいと思ひますが、いかがですか。

〔委員長退席、鈴木(宗)委員長代理着席〕
○日吉政府委員 シーレーン防衛でございすは、これはたゞいま私が御説明を申しましたように、有事におきまします際の我が国の海上交通の安全を確保するためのものでございまして、米国を防

衛するためのものというふうには私たちは考えておりませんし、全くそういうことではございせん。ただいま先生が、アメリカが戦争をした場合にそれに巻き込まれるというふうなことをおっしゃられましたけれども、私たちの認識は、今世界におきまして最も戦争の起こりにくい関係というのは米ソ間の関係である。最近におきまして非常に米ソ間の緊張を増してきたということもございす。それ以前、極めて鋭く対峙した段階におきましても、やはり核を持っていたというところによりまして最も戦争が抑止されている関係だというふうな理解しております。したがって、私どもは、最も抑止されている米ソと民主主義、自由ということと思想と価値観を等しくするということとで日米安保体制を築いているわけではございまして、アメリカが戦争に入つた場合にそれに巻き込まれるというふうな認識は持っておりません。

○三浦委員 そういう認識を持たないというのは、私は非常に常識がないと思ひます。大体アメリカが日本に駐留しているのは、日本を守るためというのの一つあるけれども、極東の安全のためという極東事項もあるでしょう。どっちに重点があるかといえども極東の平和と安全を維持するということに重点があるという事は、もうアメリカのいろいろな証言でもってはっきりしていることです。

時間がありませんので先に進みますけれども、軍備を拡大していくというだけではなくて、現在こういう緊張緩和の時代になつても日米共同訓練が拡大すると、それからまた、日米共同作戦の研究、これもずっと続けられています。時間がありましても簡単に尋ねたいと思ひますけれども、八八年の十一月二十四日に当時の石井統幕議長が、ガイドラインの二項に基づいて研究のうち、日本が単独有事の場合はほぼ終わつた、だから今度新しい研究に着手するんだ。第二のケーススタディーをやっていくんだ、こういうことを発表になりましたね。そのときに石井統幕

議長は、現在の共同作戦研究は日本だけに侵攻が起つた場合を想定しているが、もっとグローバルな侵攻があった場合を想定した研究だということをその場で述べておられるのです。この新しいいわゆる共同作戦計画の研究、これはどういふ内容なのか、そしてどういふ名称なのか教えていただきたいと思ひます。

○日吉政府委員 名称は、日米共同作戦研究の中の新たな研究というふうな私どもは呼んでおります。

最初のケーススタディーは昭和五十九年末に一応の区切りをつけてございす。これは日本単独有事の場合を想定いたしました。その際に日本が侵略を受けた場合に日米双方でどのように共同対処するかということの研究したものでございす。

ただいま御質問の二つのケースでございす。この研究は、日本防衛のために使用される米軍の兵力に関しまして、最初の日本単独有事の場合よりも制約がある状況を想定する、その場合には、グローバルに緊張が高まり、どの地域においても紛争が起る状態というふうな仮説を立てるというところで、米軍の来援兵力に制約が生じるといふふうな考えられるであろうということ、そういう前提を置いてございす。したがって、具体的に日本以外のどの地域でどういふ状態が起るというふうなことは想定いたしてございせん。まさに米軍の支援兵力に制約が加わるという前提のもとに、その場合に我が国に対して武力攻撃がなされた場合に、日米双方がどのように共同対処することが適当であるかという研究をするというものでございす。

〔鈴木(宗)委員長代理退席、委員長着席〕
○三浦委員 いわゆる日本を支援する米軍の兵力に制限が加えられるというのでは、米軍がどこかで戦争をやっているというところでしょね。そうすると、アメリカが戦争をやるといふのは、小さな国はいろいろありますけれども、グローバルな戦争ということになれば大体米ソ戦争でしょう。そ

研究をするというものでございす。

研究をするというものでございす。

ういもの想定しているわけですね。アメリカはどういう戦略を持っているかといえば、御承知のとおり同時多発戦略というものを保持して、欧州で米ソ戦争が起る、中近東で米ソ戦争が起る、そういう場合には、その地域以外のところでもソ連の弱いところに向かって戦端を開いていくんだという戦略を持っているのでしよう。アメリカがどこかで戦争をやった日本に援助する部隊が少くないというようなことを想定しているという研究をなさるといふようなのは、今の情勢に合わないんじゃないかと私は思う。ヨーロッパでは米ソ戦争が起る可能性があるのですか。こんなものはまずないでしょう。そんなものは中近東にだってないでしょう。それにもかかわらずそういうことを想定した第二のケーススタディーをやるということとは、いたずらに国民に対して不安を与えることになりすよ。こんな研究は私はやめるべきだと思ふ。長官、いかがですか。

○日吉政府委員 自衛隊が実力部隊としての組織であり、日本の平和と安定を守ることをその任務としている以上、有事の場合に最も効果的に、かつ、日米安保体制を組んでいける以上、日米双方が協力して最も効果的に対処し得る方法を研究するというのは当然のことと思ふ。その際によりシビアな条件を設定して研究をするということもまた当然のことではなからうかと考えております。具体的にグローバルな戦争が起る蓋然性が高いとか低いとか、そういう問題ではございません。

○三浦委員 アメリカ軍との共同軍事演習の問題に移ります。

これも非常に活発に行われていますね。ことしリムパック90が行われましたけれども、我が党は一貫してこのリムパックは集団自衛を前提とするものだということで中止を要求してまいりました。ところが、ことしこのリムパックには初めて南朝鮮が参加をいたしております。これは北朝鮮を大変刺激し、緊張を高めるといふ意味合いからいっても問題でありますけれども、この初参加に当た

って南朝鮮の国防省はその目的についてこう発表していますね。有事、太平洋上の重要海上交通路の安全確保、そのほか沿岸国間の連合作戦能力を向上させるため、こう発表しているのです。これは昨年の九月二十日にやはり南朝鮮の国防相が南朝鮮の国会の国防委員会に参加を明らかにしたときにも、合同作戦能力向上、これを目的にしているというふうに一貫して述べているわけですね。そうすると、このリムパックというのは参加した国々の共同防衛作戦能力といふことかそういうものを向上させるためのものだということになれば、これは集団自衛権を前提にしているわけですから、日本としては参加すべきではないと私は思うのですが、長官の御見解をお聞きしたいと思います。

○石川国務大臣 繰り返し繰り返しということですが、また繰り返しのようになるかもしれませんが、このリムパックへの参加はいわゆる艦艇の能力評価そして戦術技術の向上、これが目的でございます。特定の国または地域を共同して護衛、防衛するような訓練ではない、こういう基本的な考えでございます。したがって、集団的自衛権の行使を前提としたものではない、こういう見解でございます。

特に、今回韓国が参加したということにつきましては、今先生も御指摘されたような韓国の一つの参加の理由がいろいろと発表されておりますが、私どもはあくまでも従来と同様米海軍とのみ直接連携して共同訓練を行っており、こういうわけでございますので、その点も御理解をいただきたい、かように考えております。

○三浦委員 リムパックというのは一つの共同軍事演習なんです。そして、やはり一つの目的を持ってやっているのです。共同の目的を持っているから参加しているわけですね。ですから、日本だけが特別な目的であつてあほかの国とは違ふ目的なんだというようなことは言えないと私は思うのです。そういう意味では、演習に参加するということは相当吟味をしていただきたいと思います。

次に移りますが、集団自衛権の行使につながるものとして日本の海上自衛隊の補給艦による米艦に対するいわゆる洋上給油の問題があると思うのです。リムパックでもことは行われたそうですけれども、これは何かアメリカからアメリカの油の寄託を受けて、それを返却したという形になっていようですね。そうじゃなくて、一般的に次官通達で行われている洋上給油というのは、アメリカと日本の海軍、いわゆる海上自衛隊とアメリカの海軍が共同演習をやる、そのときに、米艦が油がなくなりそうだとかなんかちやつたとかという場合に、アメリカの海軍から要請があつた場合に日本の補給艦から油を補給してやる、そういうことになっているのです。これはどういふ法的根拠でできるのかということをお尋ねしたいと思います。

○植松政府委員 お答えいたします。

まず、現在行っております給油でございますけれども、御案内のとおり、日米共同訓練時におきまして、当該訓練に参加しております海上自衛隊の補給艦が参加しております米艦艇から油の貸し付けの要請を受けた場合に、海上自衛隊の任務遂行に支障のない範囲で油を貸し付けということ、これは物品管理法、財政法、特に物品管理法第二十九条第一項に、国の物品につきましては、貸し付けを目的とする場合あるいは貸し付けを目的としない場合でもみずからの事業または事務に支障のない範囲で貸し付けることができるという規定がございますので、そういう観点から、物品管理法の趣旨に反しないよう、今申しましたような状況のもので当該米艦艇が油を他から入手する道がなく、日米共同訓練に必要な限度内である限りにおいてその共同訓練の円滑な実施のために必要な範囲において有償で貸し付けるといふ形にしております。

○三浦委員 そうすると、この昭和五十八年十二月二十六日付の事務次官通達でもって行われている補給というものは、補給艦の補給訓練とは違ふのです。訓練じゃないのです。現実には給油する

わけなんです。訓練という概念じゃない、いわゆる油を貸し付けるといふ行動だということなんです。それをちょっと確認したいと思ふます。

○植松政府委員 補給艦は、海上自衛隊は日米共同訓練に参加しているわけですね、それ自身は訓練を実施している中で米艦艇から給油の要請があつた場合にどういふ形で処理するかということ、それは訓練時ではございすけれども、一方で物品管理法の適用がありますので、物品管理法に反しないように、その趣旨に則して実施をしているということでございます。

○三浦委員 だから給油自体は訓練ではないでしようというのでした。

○植松政府委員 給油自体は訓練ではございませ

○三浦委員 そうしたら、どうしてこれを物品管理法などでできるのですか。物品管理法に自衛隊がこういう行動をしてよろしいんかということを書いてないでしよう。物品管理法というのは不動産以外の動産、国有財産のうちの動産の管理についての基本的な法律です。自衛隊がどういふいいとかこうしていいとかなんとかどこにも書いてないです。これはただ単なる油を貸し付けるとか物を貸し付けるとかという行動ではないでしよう。まさに自衛隊の行動それ自身じゃないでしよう。自衛隊の役務の提供じゃないでしよう。いわゆる武装集団である自衛隊が国民に対して行動を起こす、外国に対して行動を起こす、そういう場合には法律の規定がなければできないのです。そうでしょう。ですから、自衛隊法にもちゃんと書かれてあるじゃないですか。

例えばこの附則の十二項に、いわゆる自衛隊と隣接してアメリカ軍がいる、そこで互に調達する道がない場合には「給水その他総理府令で定める役務を適正な対価で提供することができる。」とか、その総理府令では、これは施行規則ですけれども、そこでは「汚水処理、変電所の運営、給電、給電及び液体燃料の保管」というのがあ

けです。洋上でもって米艦に給油してよろしい、そんな規定はこの自衛隊法のどこにもないのです。何を根拠にしていられる武装集団である自衛隊がアメリカ軍に対して給油をする、そういう任務の提供をすることが出来るのですか、自衛隊法のどこに書いてあるのですか、どうなんですか。

○植松政府委員 今申しましたように、給油自身を給油訓練として行っておるわけではなくて私は申し上げたのでございますが、当然、海上自衛隊のみならず自衛隊は所掌事務の遂行のために必要な教育訓練を行うわけで、これは防衛庁設置法の第六条第十二号にあるわけでございます。日米共同訓練はこの規定に基づきまして訓練をいたしておるわけでございますが、一方、自衛隊が所掌事務を行います場合に、所掌事務に係る装備品でございますとか食糧その他の需品等につきまして調達、補給、維持というのは、当然任務遂行のために必要になります。調達と同時に、その調達しました物品の管理は防衛庁の任務になるわけでございますが、教育訓練をいたします過程におきましての訓練の一環として、訓練の円滑な遂行のために必要な範囲で、また一方、訓練に支障のない範囲で、物品管理法の趣旨に基づきまして一定の限定をつけて有償で貸し付けを行っておるわけでございます。物品管理法を根拠としてではございませんで、物品管理法の趣旨に沿い、違反しないように、それに基づいてやっておる、こういう意味でございます。

○三浦委員 答弁が違っていましたね。これはあなた、今設置法を根拠にしましたけれども、設置法第五号というのは「防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする」という所掌事務が書いてあるだけでしょう。六条に何と書いてあります。六条は「防衛庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する」として「この権限の行使は、法律に従つてなされなければならない」と明記されているのです。ですから、例えば自衛隊の役務の提供ということ、自衛隊ですよ、武装集団である自衛隊が役務を提供する場合

には、附則第十二項、総理府令、これに従つてやらなければならないというのです。もしかあなたの方で附則の五号と六条に書いてあれば、何をやっていいんだということでは、附則の十二項は要らないじゃないですか。そのほかにも自衛隊法の百十六条の二、これは自衛隊の飛行場に自衛隊以外の飛行機が着陸した場合に、油がなくなつた場合には無償でもって貸し付けてもいい、こういう規定もあるでしょう。こういう規定も一切要らないということになるじゃないですか、設置法の五号と六条でやれるんだということになれば、そんなことになっていないでしょう、法の体系は。

今言ったように、五号では所掌事務の範囲を、そして六条では法律に従つてその所掌事務を遂行する権限を有すると書いてある。そして、一つ一つ自衛隊の行動については、例えば防衛出動の場合でも、治安出動の場合でも、災害で出かける場合でも、一切全部自衛隊法に根拠があつて行われていることじゃありませんか。もしかあなたの方でいうように、ただ設置法の五号に書いてあるからやれるんだ、六条に書いてあるからやれるんだと言つたら、五号に何と書いてあります。五号の第一項には防衛庁の所掌事務として「防衛及び警備に関する」と書いてあります。ではこれで一切法律なしで何でも防衛ができるのですか。そんなことにはなっていないでしょう。第六条で法律に基づいてその権限を行使するんだと書いてあるわけだから、法律がないのに何でも自衛隊が勝手にアメリカの軍艦に対して給油をすることが出来るのですか。そういう明文がなければいけないはずじゃないですか。そんなでたらめな言い方な法解釈では法治国家の名が立たますよ。どうなんですか、はっきり言ってください。

そしてまた、あなたは私が先ほど給油自体は訓練じゃないだろうと言つたらさうだと言つていないじゃないですか。それを何かあたかも訓練を円滑にするためとか何とか言つて訓練であるかのよう

に持たせているけれども、訓練だとい

いたつて役務の提供であることには変わりがないのです。答弁願います。

○植松政府委員 ちょっと舌足らずであつたかと思ひますが、先ほど先生の御指摘の点でございますが、給油訓練を目的としたものではございません。日米で戦術技量の向上のために共同訓練をいたしますその一環として、米艦艇から給油を要請される場合もござります。その場合に、これは教育訓練でございますけれども、一方、物品管理法の制約がござりますので、物品管理法の第二十九条一項の趣旨に則して次官通達で制約を加えまして一定の範囲内で認めておるといふものでございます。

○三浦委員 もう全然だめですね。今はまた何か要請された場合は教育訓練でありますなんて言つていますね。そうじゃないでしょう。この場合に、次官通達は何と書いてあります。通達は見せない、提出しないとあなたたち言っているけれども、要旨が書いてあります。共同訓練に参加する米艦艇から海上給油の要請を受けた場合で、米艦艇が油を他から入手するみちがないときに、以下の要件により、「云々」と、こうなっているのです。そうするとこれは訓練じゃないのです。もうほかに油を入手しようと思つても入手ができないという状況に立ち至る。そうすると訓練が困難になる。それはさうでしょう。動けなくなつたり、それからまた港へ帰れなくなつてしまふですね。そういうことなんですよ。訓練の給油じゃないのですよ、本物の給油なんですよ。そうじゃないのですか。もう時間がなからあれですけれども、あなたが物品管理法でできるとか、そんなものじゃないのです。武装集団である自衛隊の行動なんですよ。それも外国の軍艦に対する行動ですよ。それは同盟国の軍艦に対する行動であらうと、それがきちと法律でもって決められていなければならぬでしょう。役務の提供というのは、さっきも言つたように附則の十二項、自衛隊法の百十六条の二、こういうものによつてびしと規定されている。制限的に列挙され

ている。ここをきちとしなければ、自衛隊の暴走を許すことになるんじゃないですか。文民統制もへたつたれもなくなつてしまふじゃないですか。

○岸田委員長 三浦委員、時間が参りました。いよいよ締めくくりをさせていただきます。

○三浦委員 法律の根拠も言えない。自衛隊が行動する場合の法的な根拠も言えない。(発言する者あり)物品管理法なんて、そんなものは根拠になるか。何を言つておるか。そんなばかなことを言うんじゃない、代議士のくせに。——もういいです。答弁がないからやめます。もう時間があれです。

しかし、海上給油というのは、そういう意味で法的な根拠なしにルールズに行われている。必要があるからと云つたつて、必要性というのは法的な根拠にはならないんだ。そのことをはっきり申し述べて、質問を終わります。

○岸田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○岸田委員長 これより討論に入ります。が、先ほどの理事会の協議によりまして、討論は御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより採決に入ります。

内閣提出、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岸田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岸田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、斎藤斗志二君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内勝彦

君。

○竹内(勝)委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、検討の上善処すべきである。

一 自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ改めて再検討すること。

一 今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不断の見直しを行うとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。

一 公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○岸田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岸田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。石川防衛庁長官。

○石川国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を踏まえまして十分検討いたしたい

と存じます。

○岸田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岸田委員長 次回は、来る六月五日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第七号

平成二年五月二十九日

平成二年六月四日印刷

平成二年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C